

令和4事業年度 事業報告書

独立行政法人水資源機構

事業報告書とは、法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する報告書です。

目 次

令和4年度のトピックス	1
1 法人の長によるメッセージ	7
2 法人の目的、業務内容	8
(1)法人の目的	
(2)業務内容	
3 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	9
4 中期目標	10
(1)水資源政策における基本理念、機構の役割	
(2)一定の事業等のまとめりごとの目標	
5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	11
6 中期計画及び年度計画	12
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	16
(1)ガバナンスの状況	
(2)役員等の状況	
(3)職員の状況	
(4)重要な施設等の整備等の状況	
(5)純資産の状況	
(6)財源の状況	
(7)社会及び環境への配慮等の状況	
(8)その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)	
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	24
9 業績の適正な評価の前提情報	26

10	業務の成果と使用した資源との対比	28
	(1)令和4年度の業務実績とその自己評価	
	(2)前中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11	予算と決算の対比	30
12	財務諸表	32
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	41
14	内部統制の運用に関する事項	44
15	法人の基本情報	48
	(1)沿革	
	(2)設立に関する根拠法	
	(3)主務大臣	
	(4)組織図	
	(5)事務所の所在地	
	(6)主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
	(7)主要な財務データの経年比較	
	(8)翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
16	参考情報	52
	その他公表資料等との関係の説明	

令和4年度のトピックス

安全で良質な水の安定した供給

吉野川水系における異常渇水への対応

吉野川水系吉野川の流況悪化に伴い、令和4年2月18日から9月20日にかけて節水(過去最長215日間の取水制限、最大第三次取水制限(徳島県(新規50%、未利用100%)、香川県50%))を行いました。

早明浦ダムから約1.5億m³の水量を補給することで水利用面での社会的影響回避に加え、自然環境面でも大きな効果を発揮しました。

香川用水においては、利水者と一体となって節水に取り組み、第三次取水制限(7月2日から7月7日)の間に調整池(宝山湖)から取水量減量分の一部、約12万m³(0.452m³/s)を補給しました。

吉野川水系銅山川では、流況悪化に伴い令和4年1月28日から節水(最大第四次取水制限(農業5%、水道10%、工業35%))を開始し、9月19日まで取水制限を実施しました。

渇水対応タイムラインに基づく節水に取り組むことはもとより、富郷ダム・柳瀬ダム・新宮ダムにおいて、ダム管理者の垣根を越えた3ダム連携運用を行い、渇水時における水質悪化の抑制等を図りつつ実施した渇水対応は、日本ダムアワード2022において「低水管理賞」を受賞しました。

これら各河川の取水制限等に併せて、関西・吉野川支社吉野川本部及び各事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、水源状況や取水状況等について、一般への情報発信や関係機関への情報提供の頻度を高め、節水の啓発等を行うとともに、渇水対応タイムラインに基づき河川管理者、利水者及び関係機関と連携を図りつつ、降雨状況に合わせてダムからの補給量をきめ細かく変更するなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減を図りました。



2022年日本ダムアワード「低水管理賞」受賞

令和4年冬～夏渇水 早明浦ダムと取水制限の効果について
～過去最長215日間の取水制限により早明浦ダムの枯渇回避～

◆8ヶ月間継続した記録的な少雨

・吉野川上流域(池田地点上流)の降水量は、本年1月より8ヶ月間連続して平年値を下回り、この間の総降水量も平年値の6割に満たない記録的な少雨。

◆過去最長の取水制限

・早明浦ダム管理開始(昭和50年)以来最長となる215日間に及び取水制限を実施。

◆早明浦ダムと取水制限の効果

・池田地点の自然流量は、必要となる流量の約2割程度まで減少。
・仮に取水制限を実施しなかった場合、6月11日に利水確保率が0%になり、その後、9月までの間で約1ヶ月間、ダムからの利水補給が困難な状況に至ったと推測。
・取水制限期間中も早明浦ダムから約1.5億立方メートル(※)の利水補給を実施し、都市用水をはじめとする各種用水に必要な水量を安定的に確保。 ※約35万世帯(1世帯当たり4人家族:300L/人・日と想定)の1年分の生活用水に必要な量。



令和4年10月25日
吉野川水系水利用連絡協議会 事務局

早明浦ダムと取水制限による効果に関する記者提供資料

▶ 洪水被害の防止・軽減

吉野川上流ダム群における洪水対応

台風第14号の接近により、吉野川上流域では、9月17日3時～20日6時までに、総雨量371mmの累計雨量を観測しました。吉野川上流ダム群は渇水により貯水位が低下していたため、台風第14号による確実な貯水量の回復が要求される一方で、治水協定で定める基準降雨量を上回る雨量が継続的に予測されたこと等から、時々刻々と変化する予測雨量に応じて、ダムからの放流量を適切に設定し、確実に洪水調節容量を確保する対応が必要となりました。

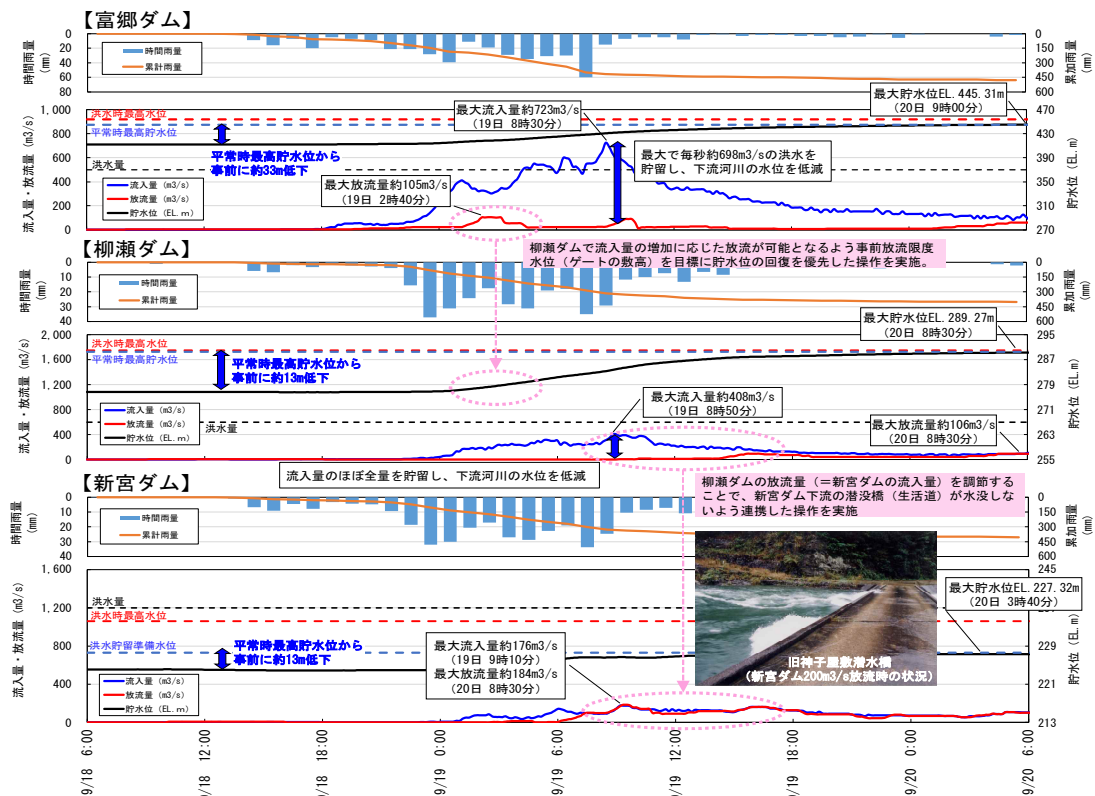
吉野川水系銅山川の富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダムでは、令和3年度から国土交通省が管理する柳瀬ダムの管理を機構が受託したことにより、連続する3つのダムを効率的かつ効果的に運用するための「3ダム連携操作検討プログラム」を活用して、貯水池運用・放流計画の立案を迅速に行うことが可能となりました。

これにより、富郷ダムでは、渇水により平常時最高貯水位から約33m貯水位が低下していた容量を最大限活用して、最大流入時においては約96%に相当する毎秒約698m³の洪水を貯留しました。

富郷ダムの洪水調節に加えて、下流の柳瀬ダムと新宮ダムにおいても洪水の貯留を行い、柳瀬ダムにおいては、ダムへの流入量が最大となったときに、ほぼ全ての水量をダムに貯留しました。

これにより、新宮ダムへの流入量が抑えられたことで、新宮ダムからの放流量を下流の潜没橋(生活道)が水没しない程度に抑える操作が可能となり、3ダムが連携して下流の河川に対して洪水調節の効果を発揮しました。

このような下流河川の水位低下を図るための連携した操作を行いながらも、計画的に利水容量の回復に努め、銅山川水系の3ダムの利水容量を100%まで回復させました。



銅山川3ダムにおける洪水対応(令和4年9月)

治水協定に基づく牧尾ダムにおける事前放流

木曾川水系万滝川の牧尾ダムでは、台風第 14 号の影響により木曾川水系治水協定に定められた基準降雨量の 230mm を超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、9月 17 日 9:00 から事前放流を開始しました。

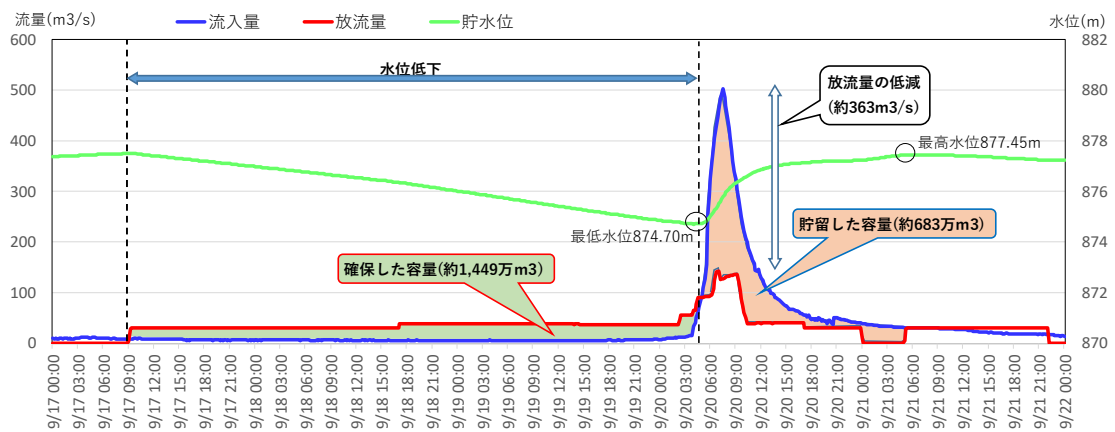
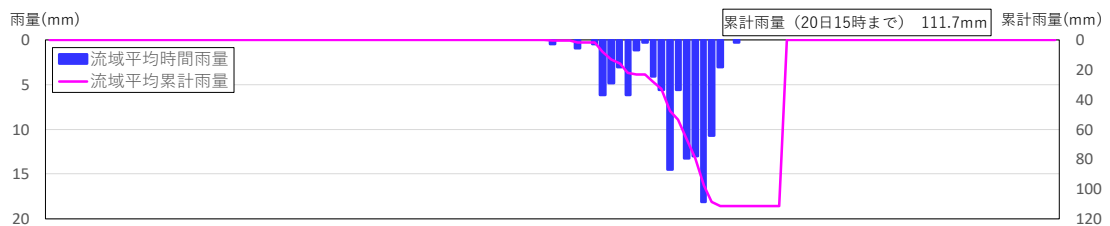
事前放流の実施で約 1,449 万 m^3 の洪水調節可能容量を確保したことにより、貯水池の最高水位を常時満水位以下の EL877.45mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約 363 m^3/s の放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られました。



クレストゲート放流



取水塔からの放流による発電
(関西電力)



牧尾ダムにおける事前放流(令和4年9月)

➤ 危機的状況への的確な対応

備蓄資材による他機関への支援

令和4年3月16日に発生した地震により福島県のそうま土地改良区が管理する管水路が被災したため、災害復旧事業を実施する福島県新地町及び東北農政局より支援要請があり支援を実施しました。

○福島県新地町の地震災害への支援活動

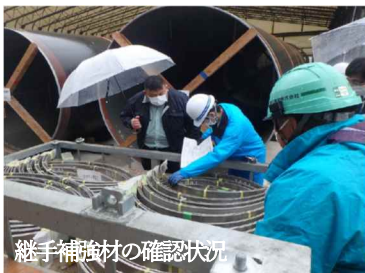
支援資材:継手補強材 φ1000mm 1組 支援期間:令和4年4月15日

可搬式浄水装置による他機関への支援

令和4年12月23日に山口県下関市の離島(六連島)と本土を結ぶ海底送水管で漏水が生じたことから、「災害時における支援活動に関する協定」に基づき、(公社)日本水道協会から支援要請があり支援を実施しました。

○山口県下関市六連島(海底送水管漏水)への支援活動

支援機材:可搬式浄水装置(2号機)1台 支援期間:令和4年12月26日から2月16日まで



継手補強材の確認状況



継手補強材の設置状況



東北農政局長からの感謝状を受領



東北農政局長からの感謝状

備蓄資材による他機関への支援実施状況



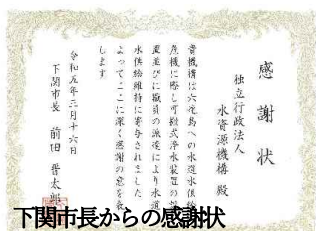
可搬式浄水装置の組立状況



運転管理の技術指導状況



下関市長からの感謝状を受領



下関市長からの感謝状

可搬式浄水装置による他機関への支援実施状況

配備機材による他機関への支援(明治用水頭首工漏水事故への支援)

令和4年5月17日に明治用水頭首工において発生した漏水事故に対して、愛知県企業庁及び東海農政局からポンプ車等の支援要請を受け、直ちに中部支社管内のポンプ車等を搬出し、約3時間後には、現地にポンプ車等を搬入し、迅速な初動対応に寄与しました。なお、機構のポンプは応急対応の初期段階から継続的に18台が稼働していました。

さらに、6月3日から緊急災害支援隊として8名の職員を現地に派遣し、仮設ポンプ等の維持管理、農業用水の受益地域における巡回点検、空気弁の漏水対応等の支援を行う等、これまでの管理業務において日常的に培われてきた施設管理の技術が活かされ、災害対応時における施設管理を効果的に支援することができました。なお、これら他機関への支援を通して、実際に発生した危機的状況に対応することで、機構の有する危機対応能力の更なる向上にも繋がりました。



支援要請から**約3時間**でポンプ車(2台)、パッケージポンプ(3箱)を搬入完了。



ポンプ車による緊急取水



ポンプ車による緊急取水

ポンプ車による緊急取水実施状況



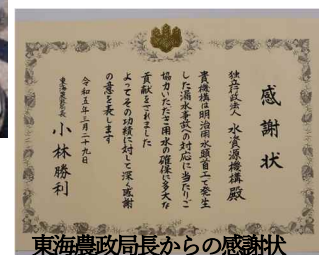
ポンプ車の維持管理



空気弁からの漏水対応



東海農政局長から感謝状を受領



東海農政局長からの感謝状

緊急災害支援隊活動状況

▶他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

開発技術「遮水性盛土の総合的な品質管理法」

令和3年度土木学会技術賞を受賞した本技術について、第24回国土技術開発賞(主催:(一財)国土技術研究センター、(一財)沿岸技術研究センター)に応募した結果、「最優秀賞」を受賞し、第9回ものづくり日本大賞の内閣総理大臣賞の候補として、国土交通省に設置される選考有識者会議へ推薦されました。

選考の結果、本技術により、遮水性盛土の品質管理において、これまでの点的な管理から面的な一元管理への転換を可能としたことや、品質管理に係る作業時間の短縮とともにリアルタイムな品質の確認が可能となったことその他、本技術の国内外のダムや河川堤防等をはじめとする盛土施工への展開が期待されることが評価され、国土交通省関係の受賞として「内閣総理大臣賞」を受賞しました。



表彰式は、1月17日に内閣総理大臣官邸にて開催され、岸田内閣総理大臣より表彰を受けるとともに、本技術の概要説明を行いました。

受賞名	遮水性盛土の総合的な品質管理法			
受賞者	さかもと ひろき 坂本 博紀 :他2名	所属企業	独立行政法人水資源機構 鹿島建設株式会社	
所在	埼玉県さいたま市	企業別	大企業	平均年齢 49歳

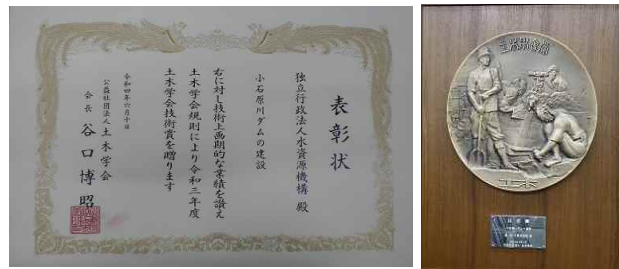
技術概要

案件の概要

- 本技術は、ダム建設に必要な盛土材の品質管理にICT技術を活用することで、これまでの点的な管理から面的な一元管理への転換を初めて実現したものである。
- 本技術を適用した小石原川ダムでは、品質管理試験を本技術で代替した結果、品質管理試験時間を約1,300時間削減するとともに、遠隔地からリアルタイムな品質の確認が可能となった。また、発注者の監督員の人員を同規模ダムと比較して約半数に削減する等、インフラ分野のDXの加速化による生産性向上が実現された。
- 本技術は、国内外のダムや河川堤防等をはじめとした盛土施工を行う建設事業への展開が期待される。

【盛土材の遮水性を施工しながらリアルタイムに遠隔確認】 【本技術を適用した小石原川ダム】



令和3年度土木学会技術賞「IIグループ」



第24回国土技術開発賞「最優秀賞」



第9回ものづくり日本大賞「内閣総理大臣賞」

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人水資源機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」という経営理念の下、水源から水路ネットワークまでを一体的に広域的に管理し、水資源の供給・管理という公共・公益的使命を果たしている我が国唯一の組織です。

機構は、その前身である水資源開発公団時代を含めると60年の長きにわたり、我が国の全人口の半分以上の方々の生活に関わる7水系で水資源の開発と管理を行い、首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏に水を安定的に供給することを通じ、我が国の国民生活の向上と産業経済の発展に寄与してまいりました。

近年、気候変動による渇水や異常洪水などの気象災害リスクが高まっているほか、施設の老朽化といった顕在化しているリスクに柔軟に対応していくことが求められています。流域治水の取組に関しては、水資源機構の利水ダムにおいても洪水調節を実施しているところですが、数年前からアンサンブル降雨予測を活用したダム操作の高度化に関する研究にも取り組んでおり、成果の挙げたものから順次、現場への実装を進めています。今後、さらにハイブリッドダムの取組による「治水機能の確保・向上」、「カーボンニュートラル(水力発電)」、「地域振興」といった取組にも対応して参ります。

また、「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を策定し、業務の効率化・高度化や働き方改革の実現に向けて継続的にチャレンジしているところです。

水資源機構は、このような社会的要請に対応していくため、将来に向けての担い手の確保とともに、そのためのノウハウ、技術を有した「水のプロ集団」として研鑽を重ね、引き続き水資源開発施設の適切な管理・建設に努めてまいります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

本事業報告書が、業務実績報告書や環境報告書などとともに当法人の様々な活動についてご理解いただく一助となることを願っております。

独立行政法人 水資源機構

理事長 金尾 健司

水がささえる豊かな社会



独立行政法人 水資源機構

2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的(独立行政法人水資源機構法第4条)

当法人は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人水資源機構法第4条の目的を達成するため以下の業務を行います。

① 水資源開発施設等の管理業務

ア 安全で良質な水の安定した供給

- ・安定した用水の供給等
- ・安全で良質な用水の供給
- ・危機的な渇水への対策推進

イ 洪水被害の防止・軽減

ウ 危機的状況への的確な対応

- ・機構施設の危機的状況への的確な対応
- ・特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)
- ・災害時等における他機関への支援

エ 施設機能の確保と向上

オ インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施

② 水資源開発施設等の建設業務

ア ダム等建設業務

- ・計画的で的確な施設の整備
- ・ダム再生の取組
- ・特定河川工事の代行(特定改築等工事に係るもの)

イ 用水路等建設業務

- ・計画的で的確な施設の整備



3 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

国の政策体系について、当法人との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般、厚生労働省における水道用水の確保、農林水産省における農業用水の確保、経済産業省における工業用水の確保、それぞれについて、当法人は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」、厚生労働省の政策体系では「安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保」、農林水産省の政策体系では「農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」、経済産業省の政策体系では「国内生産拠点の整備等を通じた経済安全保障の確立及び地域経済の強靱化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて当法人の果たす役割が期待されています。

また、治水面では、国土交通省の政策体系における「水害・土砂災害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、当法人が担う「特定施設(※)」の新築・改築・管理及び流域治水の推進という役割が期待されています。

※特定施設とは、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰などの施設です。(独立行政法人水資源機構法第2条第4項)

独立行政法人水資源機構 政策体系図

別紙 1 - 1

水資源開発促進法 (昭和36年11月13日 法律第217号)

- 国土交通省が、重点的に水資源開発を行う水系を水資源開発水系として指定 (閣議決定)
【水資源開発水系】利根川・荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系
- 各水系毎に、国土交通省が、関係省庁及び都道府県知事等との調整を経て、水資源開発基本計画を決定 (閣議決定)

独立行政法人水資源機構法 (平成14年12月18日 法律第182号)

- 機構は、水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の新築・改築を行うとともに、施設の操作・維持・修繕その他の管理を行う。
- 機構は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(海外インフラ展開法)に規定する業務(海外調査等業務)を行う。
(機構法第12条)

■第5期中期目標 (期間：令和4年4月1日～令和8年3月31日の4年間)

<水資源機構の使命> 「安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減」

●水資源機構の業務

建設事業	新築、改築	11事業
管理業務	操作、維持、修繕等	53施設

➡ 水資源開発水系の開発水量の82%は水資源機構事業による

●水資源機構の特色

複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施



4 中期目標

(1) 水資源政策における基本理念、機構の役割(第5期中期目標(令和4年4月1日～令和8年3月31日))

近年、我が国では、気候変動等の要因により、渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水等のリスクが増大しています。また、大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人材の不足とそれに付随する技術力の低下等の課題に直面しており、それらに対応するための施策を講ずることが急務となっています。また、平成29年5月の国土審議会答申を受け、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」に向けた取組の転換が求められています。

このような背景を踏まえ、当法人は、主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施するとともに、水資源分野におけるインフラシステム海外展開の推進及び海外展開を通じた国際貢献に取り組む必要があります。その際、機構の強みである、安全で良質な水の安定した供給能力、洪水被害の防止・軽減能力、災害時等の危機的状況への的確な対応力、利水と治水を中立的な立場で一元的に管理する能力を発揮することが重要であります。今後、老朽化した施設が更に増加することに加えて、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応した、本社・支社局等の機能維持や水資源開発施設等の適切な維持管理を継続できるような体制を整備する必要があります。また、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」といいます。)の推進や最新技術の導入等により一層の業務効率化、生産性向上が求められている中、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成に取り組みつ、国内外の関係機関に当法人の有する知見やノウハウを展開していくことが必要であります。併せて、カーボンニュートラル実現の観点から水資源開発施設等を活用した発電施設の導入や施設の省エネ化等の取組を推進することが重要であります。そして、機構はその強みに新たにDXを融合させ、その能力を更に発展・向上させることで、将来に向けてその役割と責務を果たしていくことが求められています。

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

当法人は、中期計画における一定の事業等のまとめりの区分に基づくセグメント情報を開示しています。具体的な区分名は以下のとおりです。

- i 水資源開発施設等の管理業務
- ii ダム等建設業務
- iii 用水路等建設業務

[第5期中期目標については、こちらをご覧ください。](#)

経営理念

「安全で良質な水を安定して安くお届けする」

水資源機構は、国民生活・経済にとって特に重要な水に携わる政策実施機関として、安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに、洪水のはん濫被害から地域を守り、安全で豊かな社会づくりに貢献します。

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、水のプ
ロ集団の持つ技術力を活かして、的確に課題解決を図ります。

経営方針

- ・機動的な組織運営・効率的な業務運営
- ・徹底的なコスト縮減
- ・計画的で的確な事業の実施・施設の管理
- ・環境保全への配慮
- ・危機管理
- ・説明責任の向上
- ・事業関連地域・関係機関との連携促進

CI(コーポレート・アイデンティティ)メッセージ

「水がささえる豊かな社会」

水資源機構は、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことをモットーに社会(=お客さまである国民のみなさまの暮らし)にゆとりのある豊かな生活をもたらす支えていくことを使命としています。

6 中期計画及び年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。

[第5期中期計画については、こちらをご覧ください。](#)

[令和4年度の年度計画については、こちらをご覧ください。](#)

第5期中期計画と主な指標等	令和4事業年度 年度計画と主な指標等
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
1-1 水資源開発施設等の管理業務	
1 安全で良質な水の安定した供給 54施設について、それぞれの施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日、各利水者に対し、安全で良質な水を安定して供給する。 ・各年度の補給日数割合:100% ・各年度の供給日数割合:100%	1 安全で良質な水の安定した供給 同左 ・補給日数割合:100% ・供給日数割合:100%
2 洪水被害の防止・軽減 洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図る。 ・各年度の洪水調節適正実施割合:100%	2 洪水被害の防止・軽減 同左 ・洪水調節適正実施割合:100%
3 危機的状況への的確な対応 危機管理体制の強化を図るとともに、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故や施設機能低下、異常湧水等に備えた対策の強化等により危機管理能力の向上を図り、危機的状況に的確に対応する。	3 危機的状況への的確な対応 同左
4 施設機能の確保と向上 水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、引き続き確実な施設機能の確保と向上に取り組む。 また、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。	4 施設機能の確保と向上 同左

<p>さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務及び河川管理施設の管理の受託について、ダム群の一体的な管理を含めて的確に実施する。</p>	
<p>5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日国土交通大臣告示)に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者の参入を目指して海外調査等(ニーズ調査やマスタープラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等)を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進を目指す。</p>	<p>5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」(平成30年8月30日国土交通大臣告示)に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、我が国事業者等の参入を目指して海外調査等(ニーズ調査等)を実施し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与することで、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進め、官民一体となって海外社会資本事業への我が国事業者の参入促進に努める。</p>
<p>1-2 水資源開発施設等の建設業務</p>	
<p>1 ダム等建設業務</p> <p>中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。</p> <p>このうち、思川開発事業については令和6年度、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)及び川上ダム建設事業については令和4年度に事業を完了させる。</p> <p>また、早明浦ダム再生事業については令和10年度まで、旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業については令和13年度まで、筑後川水系ダム群連携事業については令和19年度まで、寺内ダム再生事業については令和11年度までに事業を完了させ</p>	<p>1 ダム等建設業務</p> <p>3 施設の新築事業及び2 施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。</p>

<p>るよう計画に沿った整備を行う。木曾川水系連絡導水路事業については、当分の間、事業を継続しつつ、引き続き「ダム事業の検証に係る検討について(平成 22 年 9 月 22 日付け国河計調第 6 号国土交通大臣指示)」に基づくダム事業の再評価を進め、その結果を踏まえて速やかに必要な対応を行う。</p> <p>なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。</p>	
<p>2 用水路等建設業務</p> <p>中期目標を踏まえて、計画的で的確な施設の整備を行う。</p> <p>このうち、利根導水路大規模地震対策事業については令和 5 年度、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和 4 年度、香川用水施設緊急対策事業については令和 6 年度に事業を完了させる。</p> <p>また、成田用水施設改築事業については令和 10 年度まで、豊川用水二期事業については令和 12 年度まで、木曾川用水濃尾第二施設改築事業については令和 18 年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和 14 年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。現在、事業実施計画認可手続中の筑後川下流用水総合対策事業については、事業実施計画が認可申請どおりに認可されることを前提に、認可後速やかに事業に着手し、令和 19 年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。</p> <p>なお、新たに事業実施計画が認可された事業については速やかに事業に着手し、その進捗を図る。</p>	<p>2 用水路等建設業務</p> <p>6 施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。</p>
<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1 業務運営の効率化</p> <p>機構の経営理念を実現するため、以下の取組を行うことにより、業務運営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化等 ・調達の合理化 	<p>1 業務運営の効率化</p> <p>業務運営の効率化を確保するため、「8-1 内部統制の充実・強化」の取組とあわせ、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化 ・調達の合理化

・一般事務業務における DX の推進 (ICT 等の活用)	・一般事務業務における DX の推進 (ICT 等の活用)
3. 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	
4. 短期借入金の限度額	
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
6. 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
7. 剰余金の使途	
8. その他業務運営に関する重要事項	
1 内部統制の充実・強化	
2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	
3 機構の技術力を活かした支援等	
4 広報・広聴活動の充実	
5 地域への貢献等	
6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	

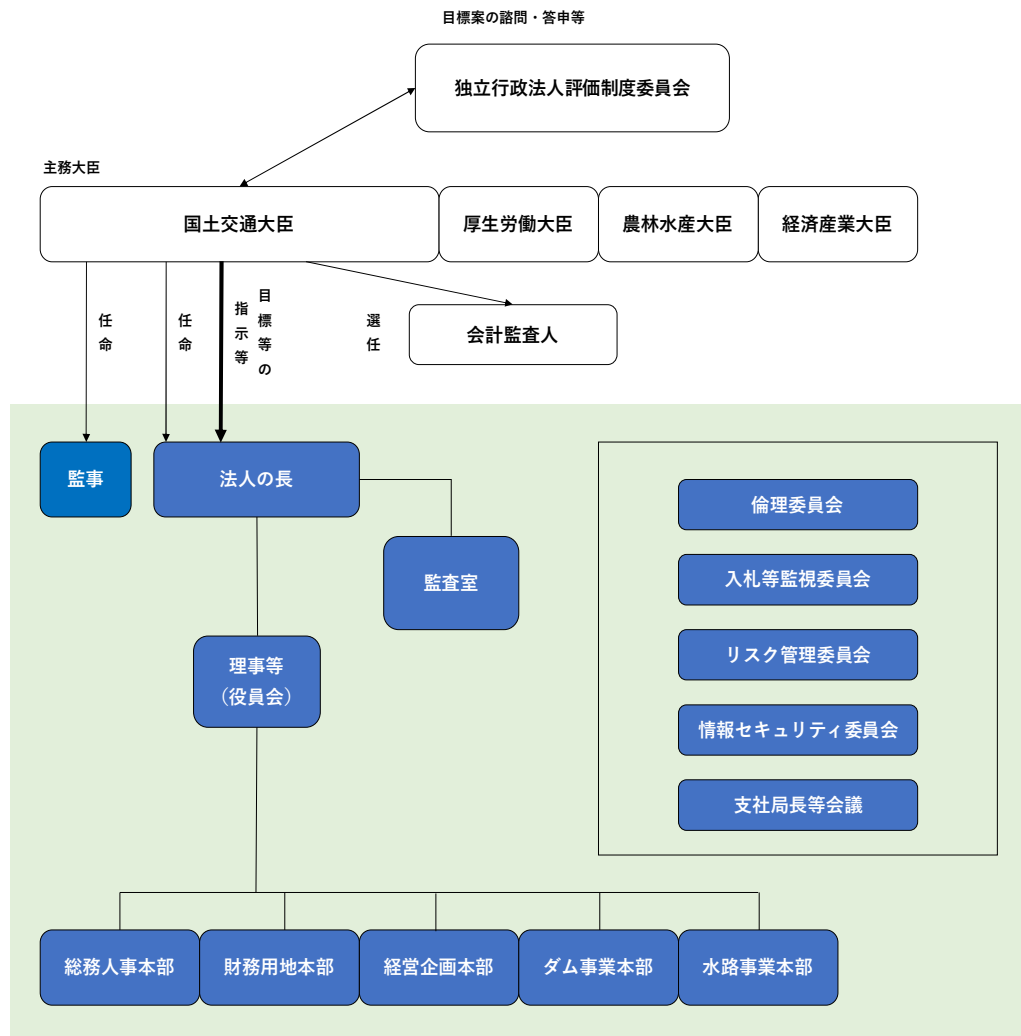
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1)ガバナンスの状況

① 主務大臣

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務	国土交通大臣
2	特定施設の新築、改築、管理その他の業務	国土交通大臣
3	2以外の施設の新築、改築、管理その他の業務	厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣
4	特定河川工事に係る業務	国土交通大臣
5	海外調査等業務に関する事項	国土交通大臣

② ガバナンス体制図



[内部統制システムの整備の詳細については、業務方法書をご覧ください。](#)

(2)役員等の状況

①役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(令和5年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	主要経歴
理事長	かなお けんじ 金尾 健司	(平成30年4月1日) 自 令和4年4月1日 至 令和8年3月31日		国土交通省水管理・国土保 全局長 (公財)リバーフロント研究所 代表理事
副理事長	ひおる ひまひこ 日置 秀彦	自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日		農林水産省農村振興局整備 部農地資源課長兼大臣官房 地方課付兼復興庁統括官付 農林水産省農村振興局整備 部付兼大臣官房地方課付 【役員出向】
理事	やまだ てつや 山田 哲也	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	総務人事本部の事務及び法令遵 守に関する事務	国土交通省水管理・国土保 全局下水道部下水道企画課 長 松戸市副市長 【役員出向】
理事	こじま たかし 小島 隆	(平成29年10月1日) 自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	財務用地本部の事務	(独)水資源機構本社財務用 地本部財務部長
理事	くまがい かずや 熊谷 和哉	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	経営企画本部の事務及び総合技 術センターの事務(他の理事の 所掌に属するものを除く。)	厚生労働省医薬・生活衛生 局水道課長 【役員出向】
理事	ひの こうじ 日野 浩二	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	ダム事業本部の事務並びに利根川水系及び荒川 水系に係る事務(利根川水系及び荒川水系に存 する特定施設の建設工事並びに管理及び災害復 旧工事を分掌する建設所、総合管理所及び管理 所に係る事務に限る。)の調整等に関する事務	(独)水資源機構本社ダム事 業本部ダム事業部長
理事	おがわ わたる 小川 亘	自 令和3年10月1日 至 令和5年9月30日	水路事業本部の事務並びに利根 川水系及び荒川水系に係る事務 の調整等に関する事務(他の理事 の所掌に属するものを除く。)	(独)水資源機構本社技師長
監事	おねだ まさる 尾根田 勝	自 令和4年9月1日 至 令和7事業年度 についての財務 諸表承認日まで		東京都水道局技監
監事	とがし みか 富樫 美加	自 令和4年9月1日 至 令和7事業年度 についての財務 諸表承認日まで		(一社)日本テレワーク協会 主席研究員

②会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(3)職員の状況

常勤職員は令和4年度末現在1,237人(前期比22人減、1.8%減)であり、平均年齢は44.7歳(前期末44.7歳)となっています。このうち、国等からの出向者は47人、民間からの出向者は2人、令和5年3月31日退職者は61人です。

(4)重要な施設等の整備等の状況

本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施しており、当事業年度の状況は下記のとおりです。

インボイス制度対応システム更新
契約管理システムサーバ更新

(5)純資産の状況

① 資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	4,838	-	-	4,838
資本金合計	4,838	-	-	4,838

(注)単位未満は四捨五入しています。

② 目的積立金等の状況

前中期目標期間繰越積立金取崩額については、中期計画の積立金の使途において定めた目的に充てるため、令和4年6月30日付けにて主務大臣から承認を受けた約145億円のうち937百万円について取り崩したものです。

(6)財源の状況

① 財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
収入		
政府交付金	41,381	31.1%
その他の国庫補助金	13,815	10.4%
財政融資資金借入金	1,400	1.1%
水資源債券	7,000	5.3%
業務収入	65,102	48.9%
受託収入	2,536	1.9%
業務外収入	1,912	1.4%
合計	133,145	

(注)単位未満は四捨五入しています。

令和4年度の収入決算額は、上表のとおり、総額で133,145百万円となっていて、業務収入が48.9%と大きな割合となっています。

業務収入は県や利水者である地方公共団体からの負担金ですが、その内訳は、管理業務にかかるもの、ダム等建設業務にかかるもの、用水路等建設業務にかかるもの及び割賦負担金(※)となっています。

※割賦負担金とは、施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を当法人が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を当法人へ納付する負担金です。

また、当法人は、サステナビリティボンドにより調達した資金を活用し、「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」等の実現に努めてまいります。

<国内初となる気候変動に適応したサステナビリティボンド(SDGs債)の発行>

令和2年9月、機構は水に携わる政策実施機関として、持続可能な開発目標(SDGs)に貢献し、環境・社会的課題の解決を実現すべく、国際資本市場協会(ICMA: International Capital Market Association)のサステナビリティボンド・ガイドラインが言及するソーシャルボンド原則及びグリーンボンド原則に定められている4つの核(①資金調達の使途、②プロジェクトの評価及び選定プロセス、③調達資金の管理、④レポーティング)となるサステナビリティボンド・フレームワークを策定しました。

本フレームワークについて、第三者評価機関である(株)格付投資情報センター(R&I)より、サステナビリティボンド・ガイドライン等の原則に適合している旨の「セカンドオピニオン」を取得したことで、本フレームワークで発行する水資源債券は、国内初となる気候変動に適応したサステナビリティボンドとして扱われることとなりました。

本件を通じて、より多くの方々が機構事業のSDGsへの取組について理解を深めるとともに、サステナビリティボンドにより調達した資金を活用し、気候変動による渇水の頻発化や豪雨の更なる激甚化等の課題を解決すべく、治水・利水事業を通じた社会貢献活動に取り組んでいきます。

<フレームワークの概要>

当機構が直面し、解決すべき 主要な環境・社会的課題	対象プロジェクト	プロジェクトの概要
渇水の頻発化への対応	治水・利水事業	用水路(水道用水、農業用水、工業用水)の建設、管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 水道用水、農業用水及び工業用水を確保・補給、導水及び分水 ダムの建設、管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 水の貯留及び渇水状況に応じた水の供給
水質の保全		水質の管理(水質調査や巡視、各種水質改善方法の実施等) <ul style="list-style-type: none"> ● 水質状況の把握 ● 水質保全対策の実施 ● 水質悪化発生時の対応
洪水調節機能等による自然災害への対応		ダムの建設、管理 <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水調節等による洪水被害の軽減 ● 河川の流水の正常な機能の維持等(既得用水の安定取水、動植物の保護、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止等) ● 水道用水、農業用水及び工業用水の確保・補給

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入は、業務収入、受託収入、業務外収入があります。

業務収入は、農業用水の県負担金(12,410百万円)を控除した 52,692 百万円であり、利水者からの管理業務・建設業務に係る負担金及び割賦負担金です。

受託収入は、管理業務・建設業務に附帯する業務や国や地方公共団体のダム建設における施工監理業務等の発注者支援に係る業務に係る収入です。

業務外収入は、管理業務における売電収入や職員から徴収する宿舍使用料などです。

(参考)自己収入の内訳

(単位:百万円)

区分		金額	備考
業務収入	管理業務に係るもの	28,295	災害復旧に係るものを含む。
	建設業務に係るもの	5,344	
	割賦負担金	31,463	これに係る利息を含む。
	小計	65,102	
	うち農業用水県負担金	△ 12,410	
	再計	52,692	
受託収入	政府受託収入	1,096	
	地方公共団体受託収入	1,272	
	その他受託収入	167	
	計	2,536	
業務外収入	利息収入	60	有価証券利息、預金利息
	売電収入	768	
	宿舍使用料	160	
	還付消費税	593	
	その他	330	
	計	1,912	
自己収入 計		57,140	

(注)単位未満は四捨五入しています。

(7)社会及び環境への配慮等の状況

当法人におけるダムや用水路などの施設の新築や改築では、動植物の生息・生育環境の改変、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生などが伴います。また、ダムや用水路などの施設の管理では、周辺環境の変化、貯水池の水質変化、ダム下流河川の環境変化などが伴っていて、さらには事務所活動においても、紙や電気の消費、廃棄物の発生が伴います。

そこで、当法人では、業務を運営するに当たって、環境に配慮すべき基本理念及び基本方針を「環境方針」として策定し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めることとしています。

また、当法人が「環境方針」に基づき実施する環境保全の取組は、持続可能な開発目標(SDGs)の理念や方向性等と共通するものであり、積極的に環境保全に取り組んでいくことでSDGsの達成に貢献していきます。

なお、当法人では、独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)を平成28年度から全社において運用し、各部門で設定した環境保全の取組を年度内に計画的かつ着実に履行するとともに、各年度の結果を点検し、翌年度計画に反映することで、継続的に取組の改善を行っています。

環 境 方 針

【基本理念】

私たち水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設・管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム（W-EMS（ウィームス））を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。

【基本方針】

○環境保全に配慮した取組の推進

事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。

○環境負荷低減の取組の推進

建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、既存施設のより一層の効用を発揮するため、再生可能エネルギー及びバイオマスの有効活用を進めます。

○環境保全意識の向上

環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。

○社会とのコミュニケーション

環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。

○環境関連法令等の順守

環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。

平成30年4月1日

独立行政法人 水資源機構

理事長 金尾 健司



水資源機構は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

[詳細については、環境報告書をご覧ください。](#)

(8) その他源泉の状況(法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉)

■水源施設から末端水路施設までの一元的な管理による渇水被害の軽減

○水源施設から末端水路施設を一元的に管理する機構の業務内容

当法人では、本社、支社局、現場事務所が一体となって、関係機関や利水者と緊密に連携し、水源施設から末端水路施設に至るまで一元的な管理を行っています。

渇水時にはこの特色を生かし、水源施設では、水源状況や河川流況等の監視強化を図り、河川流況や利水者側での水需要の変化に応じたきめ細かなダム補給操作や、ダム湖の水質監視を強化するとともに、広報活動を通じた節水啓発等を実施しています。また、水路等施設においては水源施設の状況等を関係利水者へ随時情報提供するとともに、営農状況等の情報連絡を緊密に行い、気象状況等も踏まえた水需要変動に対応したきめ細かな取水量変更操作や分水量の配水調整を実施するなど、用水の有効利用を図ることで渇水被害の軽減に努めています。



一元管理する機構の業務概要図

■ 水資源機構DX推進プロジェクト

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、的確に課題解決を図るため、各々の業務へのICTの活用等をさらに推進するとともに、業務や組織でのこれまでの当たり前を打破する意識改革や新たな発想、内外との連携・連結等により、業務や組織、職員の働き方等あらゆる分野で変革を図る「独立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を令和3年9月に策定・公表しました。

中期目標期間ごとに、大きく3段階に分けてDX推進に取り組む方針です。

水資源機構 DX 推進に関する取組方針

<p>フェーズⅠ 2022～2025 の4年間 (第5期中期目標期間)</p>	<p>水路やダム等の建設業務・管理業務、一般事務業務において、ICTの積極的活用を引き続き進める。</p> <p>また、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化に取り組むため、建設工事・施設管理（ダム管理・水路等管理・共通）・一般事務について、デジタル技術活用の深化を図りつつ、DXの体系化に向けての検討・試行を実施する。</p>
<p>フェーズⅡ 2026～2029 の4年間 (第6期中期目標期間)</p>	<p>フェーズⅠで実用化した建設現場における施工時のBIM/CIMの体系化、施設管理全体のDXの体系化、一般事務における業務効率化のためのDXの体系化を図り、職員がそれらを十分に使いこなすことで、組織全体のDXに関する意識改革を目指す。</p>
<p>フェーズⅢ 2030～2033 の4年間 (第7期中期目標期間)</p>	<p>機構で培って体系化されたDXの外部展開を図る。国内においては、機構におけるDXを前提とし、その信頼の元に受注を拡大する。</p> <p>また、海外においては、対象国のニーズに応じて、民間企業・研究機関等とも連携したDXを「ジャパン・クオリティ」として売り込み、水資源開発分野において調査・計画、建設から維持管理までパッケージ化された一連の工事・業務を受注するような実績へと結びつける。</p>

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

適切なリスク管理

① リスク管理委員会の開催

リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を3回開催しました。

② 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年4月7日の政府による緊急事態宣言発出を受け、同日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、令和4年度は同会議を10回開催し、感染の状況や政府の動向を情報共有するとともに、班体制勤務や感染防止対策等を審議・決定し、次の措置を実施しました。

- ・班体制勤務や在宅勤務の実施
- ・通勤ラッシュを回避するため公共交通機関を利用する職員等の時差出勤の実施
- ・職員等が集合して行う会議等をWEB会議に切替
- ・職場内での感染防止対策の実施
- ・ワクチン接種の勧奨

③ リスク管理手法の継続的な向上

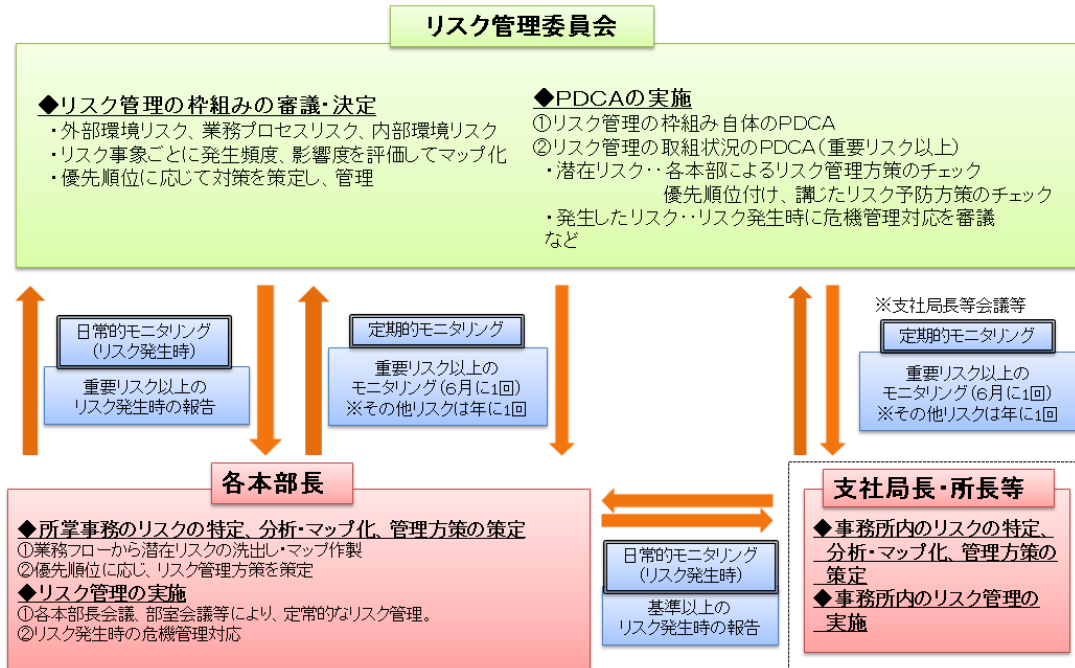
業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、PDCAサイクルによるリスク管理手法を令和4年度も運用しました。

令和4年度は、リスクマップ、リスク管理票によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリング等のリスク管理手法の一連の流れ(図-1、2)を実施しました。

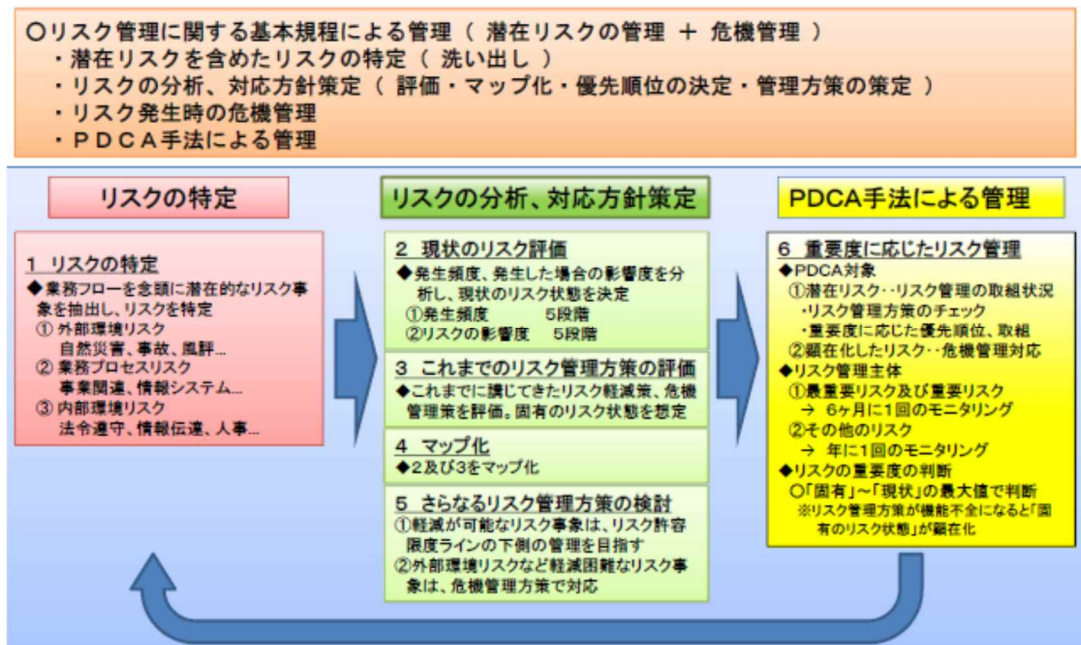
本社・支社局及び全事務所において最重要及び重要リスクについては6ヶ月に1回、その他のリスクについては、年に1回行うリスクモニタリングにより、リスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行いPDCAサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図りました。

また、研修等の際にリスク管理に係る講義を行い、更なる浸透を図りました。

➤図-1 リスク管理手法の枠組



➤図-2 リスク管理手法の一連の流れ

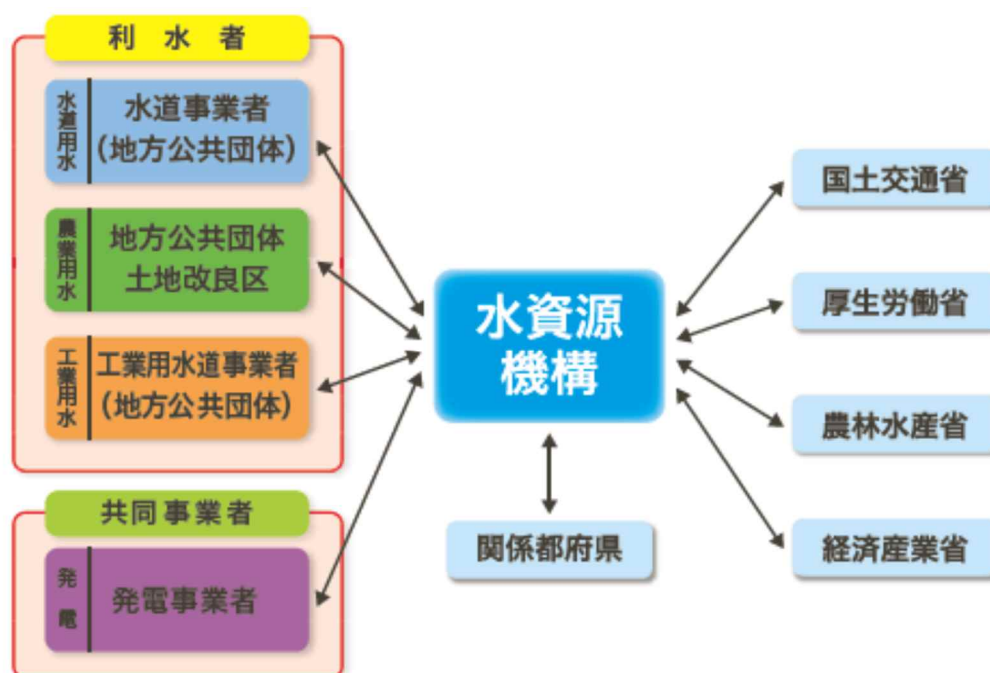


詳細については、業務実績報告書をご覧ください。

9 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行っている事業は、複数の都府県にまたがる地域に都府県を越えて、水道用水、農業用水、工業用水を安定して供給するとともに、洪水調節などを行う広域的事業であり、多くの利水者(水道事業者、土地改良区、工業用水道事業者)や国、都府県など関係しています。当法人は関係者の中で中立的な立場に立って、ダムや水路などを建設・管理する事業を効率的に行っています。

また、その財源は、国や利水者、共同事業者(発電事業者など)から、建設費や管理費をいただいて運営しています。



中期計画における一定の事業等のまとめごとの財源は、下図のとおりとなります。
 (数値は R4 収入決算額)

(単位：百万円)

1-1 水資源開発施設等の管理業務 1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 1-1-2 洪水被害の防止・軽減 1-1-3 危機的状況への的確な対応 1-1-4 施設機能の確保と向上 1-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">政府交付金</td> <td style="text-align: right;">10,625</td> </tr> <tr> <td>その他の国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">3,514</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td style="text-align: right;">28,162</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td style="text-align: right;">1,036</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td style="text-align: right;">1,132</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">44,469</td> </tr> </table>	政府交付金	10,625	その他の国庫補助金	3,514	業務収入	28,162	受託収入	1,036	業務外収入	1,132	計	44,469				
政府交付金	10,625																
その他の国庫補助金	3,514																
業務収入	28,162																
受託収入	1,036																
業務外収入	1,132																
計	44,469																
1-2 水資源開発施設の建設業務 1-2-1 ダム等建設業務 ・ 計画的で的確な施設の整備 ・ ダム再生の取組 ・ 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">政府交付金</td> <td style="text-align: right;">30,756</td> </tr> <tr> <td>その他の国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">2,733</td> </tr> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">429</td> </tr> <tr> <td>水資源債券</td> <td style="text-align: right;">2,145</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">36,420</td> </tr> </table>	政府交付金	30,756	その他の国庫補助金	2,733	財政融資資金借入金	429	水資源債券	2,145	業務収入	188	受託収入	150	業務外収入	19	計	36,420
政府交付金	30,756																
その他の国庫補助金	2,733																
財政融資資金借入金	429																
水資源債券	2,145																
業務収入	188																
受託収入	150																
業務外収入	19																
計	36,420																
1-2-2 用水路等建設業務 ・ 計画的で的確な施設の整備	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">その他の国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">7,567</td> </tr> <tr> <td>財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">619</td> </tr> <tr> <td>水資源債券</td> <td style="text-align: right;">3,094</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td style="text-align: right;">4,853</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td style="text-align: right;">925</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">17,068</td> </tr> </table>	その他の国庫補助金	7,567	財政融資資金借入金	619	水資源債券	3,094	業務収入	4,853	受託収入	925	業務外収入	10	計	17,068		
その他の国庫補助金	7,567																
財政融資資金借入金	619																
水資源債券	3,094																
業務収入	4,853																
受託収入	925																
業務外収入	10																
計	17,068																
法人共通 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 他	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">財政融資資金借入金</td> <td style="text-align: right;">352</td> </tr> <tr> <td>水資源債券</td> <td style="text-align: right;">1,761</td> </tr> <tr> <td>業務収入</td> <td style="text-align: right;">31,898</td> </tr> <tr> <td>受託収入</td> <td style="text-align: right;">425</td> </tr> <tr> <td>業務外収入</td> <td style="text-align: right;">752</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">35,188</td> </tr> </table>	財政融資資金借入金	352	水資源債券	1,761	業務収入	31,898	受託収入	425	業務外収入	752	計	35,188				
財政融資資金借入金	352																
水資源債券	1,761																
業務収入	31,898																
受託収入	425																
業務外収入	752																
計	35,188																

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和4年度の業務実績とその自己評価

令和4年度の各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[業務実績報告書及び業務実績自己評価書については、こちらをご覧ください。](#)

令和4年度項目別評定総括表

(単位:百万円)

項目	評定	行政コスト
1 水資源開発施設等の管理業務		
1 安全で良質な水の安定した供給	AQ 重	114,022
2 洪水被害の防止・軽減	AQ 重	
3 危機的状況への的確な対応	AQ 重	
4 施設機能の確保と向上	B	
5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施	B	
6 ダム等建設業務	BO 重	771
7 用水路等建設業務	BO 重	1,322
2. 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務運営の効率化	B	
3. 財務内容の改善	B	
4. その他の事項		
1 内部統制の充実・強化	B	
2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	A	
3 機構の技術力を活かした支援等	B	
4 広報・広聴活動の充実	B	
5 地域への貢献等	B	
6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項	B	
法人共通		1,565
合計		117,680

(注1)重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

(注2)難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

(注3)重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。

(注4)評価区分(「独立行政法人の評価に関する指針」より)

S: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

- A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
- C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

(2) 前中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価	B	A	B	B
理由	令和3年度については、項目別評価は、A評価が5項目、B評価が10項目となっている。また、全体を引き下げる事象もなかった。			

(注) 評価区分(「独立行政法人の評価に関する指針」より)

- S: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11 予算と決算の対比

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額	差額理由
収入				
政府交付金	42,835	41,381	△ 1,454	
その他の国庫補助金	14,713	13,815	△ 898	
債券・借入金	8,400	8,400	0	
業務収入	66,486	65,102	△ 1,384	
受託収入	2,563	2,536	△ 27	
業務外収入	1,764	1,912	148	
計	136,761	133,145	△ 3,616	
支出				
業務経費	82,807	80,534	△ 2,273	
施設整備費	292	79	△ 213	(注1)
受託経費	2,093	1,958	△ 134	
借入金等償還	31,675	31,675	△ 0	
支払利息	2,850	2,850	0	
一般管理費	1,686	1,504	△ 182	(注2)
人件費	15,658	13,836	△ 1,822	(注3)
業務外経費	2,281	2,751	470	(注4)
計	139,341	135,188	△ 4,153	

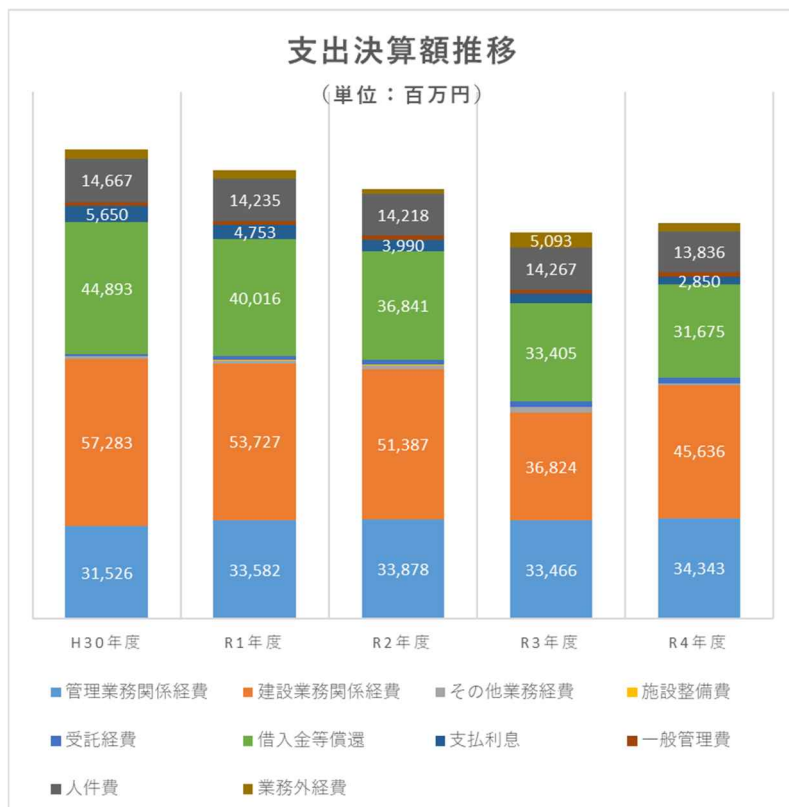
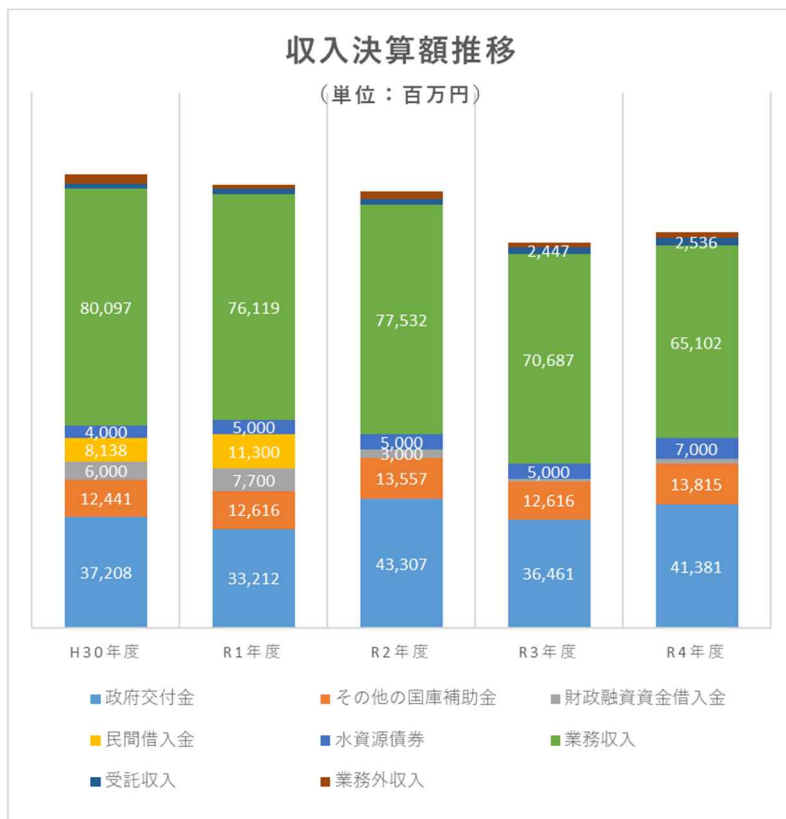
(注)単位未満は全て四捨五入しております。

予算額と決算額の差額の説明

- (注1) 不用による減
- (注2) 経費縮減による減
- (注3) 不用による減
- (注4) 消費税の納付増による増

[詳細については、決算報告書をご覧ください。](#)

(参考)収入支出決算額の経年推移



12 財務諸表

要約した財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	R3	R4	増減	負債の部	R3	R4	増減
流動資産	70,851	68,668	△2,183	流動負債	65,373	63,997	△1,376
現金及び預金	33,758	39,681	5,924	一年内償還予定水資源債券	5,000	5,000	-
有価証券	8,100	2,550	△5,550	一年内返済予定長期借入金	29,452	28,246	△1,206
割賦元金	26,264	24,005	△2,258	その他(未払金等)	30,921	30,751	△170
その他(未収金等)	2,730	2,431	△298	固定負債	3,205,926	3,152,027	△53,900
固定資産	3,280,624	3,230,304	△50,319	資産見返負債	2,989,347	2,964,320	△25,027
事業用固定資産	2,748,672	2,681,328	△67,344	資産見返補助金等	2,721,717	2,659,339	△62,377
建物	22,131	21,216	△915	建設仮勘定見返補助金等	253,685	289,688	36,002
構築物	2,493,768	2,431,326	△62,442	資産見返仮勘定	13,945	15,294	1,348
機械装置	67,552	63,669	△3,884	水資源債券	10,000	12,000	2,000
土地	157,540	157,452	△88	長期借入金	184,838	157,992	△26,846
その他(工具器具備品等)	7,681	7,666	△15	退職給付引当金	21,026	16,943	△4,083
一般管理用固定資産	6,501	6,318	△183	その他(受託事業前受金等)	715	771	56
建設仮勘定	299,027	337,319	38,292	負債合計	3,271,299	3,216,024	△55,275
投資その他の資産	226,424	205,339	△21,085	純資産の部	R3	R4	増減
投資有価証券	11,850	9,286	△2,563	資本金(政府出資金)	4,838	4,838	-
割賦元金	205,938	184,624	△21,313	資本剰余金	△1,934	△2,079	△145
長期前払消費税等	8,216	11,092	2,875	利益剰余金	77,273	80,191	2,918
その他(敷金・保証金等)	420	336	△84	純資産合計	80,176	82,949	2,773
資産合計	3,351,475	3,298,973	△52,502	負債・純資産合計	3,351,475	3,298,973	△52,502

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★貸借対照表について

(資産の部)

- ★事業用固定資産は、建設業務において2事業が完了したことによる建設仮勘定からの振替増など増要因が約82億円あったものの、減価償却・除却・減損による減額が約756億円あったため、対前年比約673億円の減額となった。
- ★建設仮勘定は、事業完了に伴う振替減などがあったものの、これを上回る建設業務の事業進捗があったため、対前年比約383億円の増額となった。
- ★割賦元金は、流動資産・固定資産の計上額が合計で約2,086億円となった。利水者からの回収などにより、対前年比約236億円の減額となった。

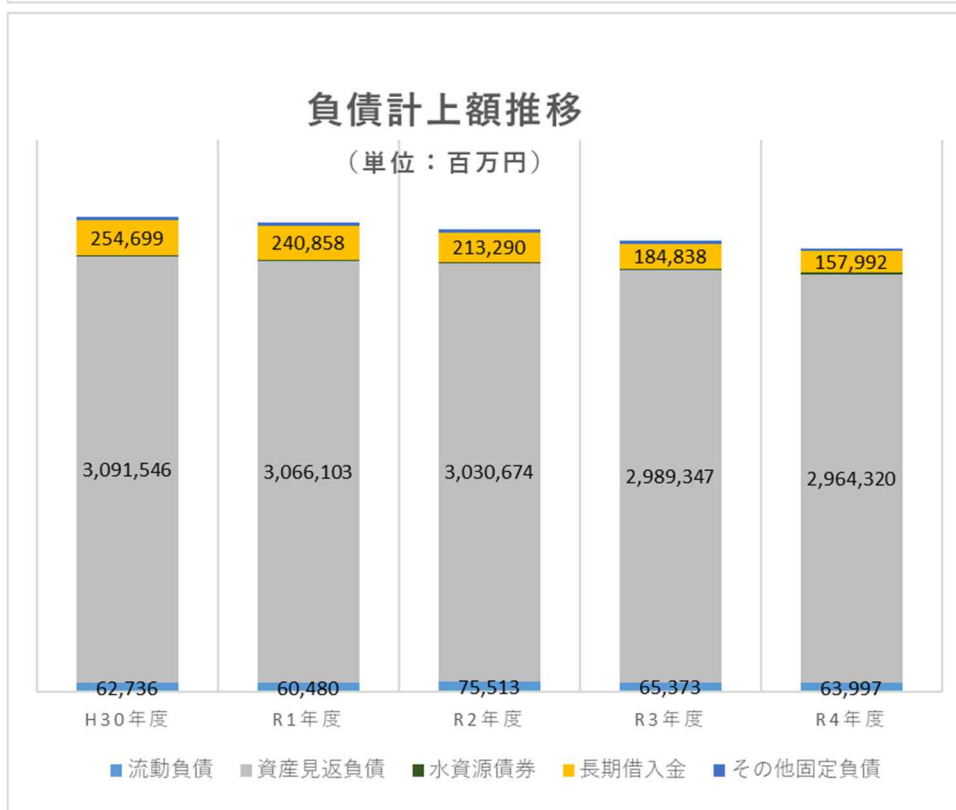
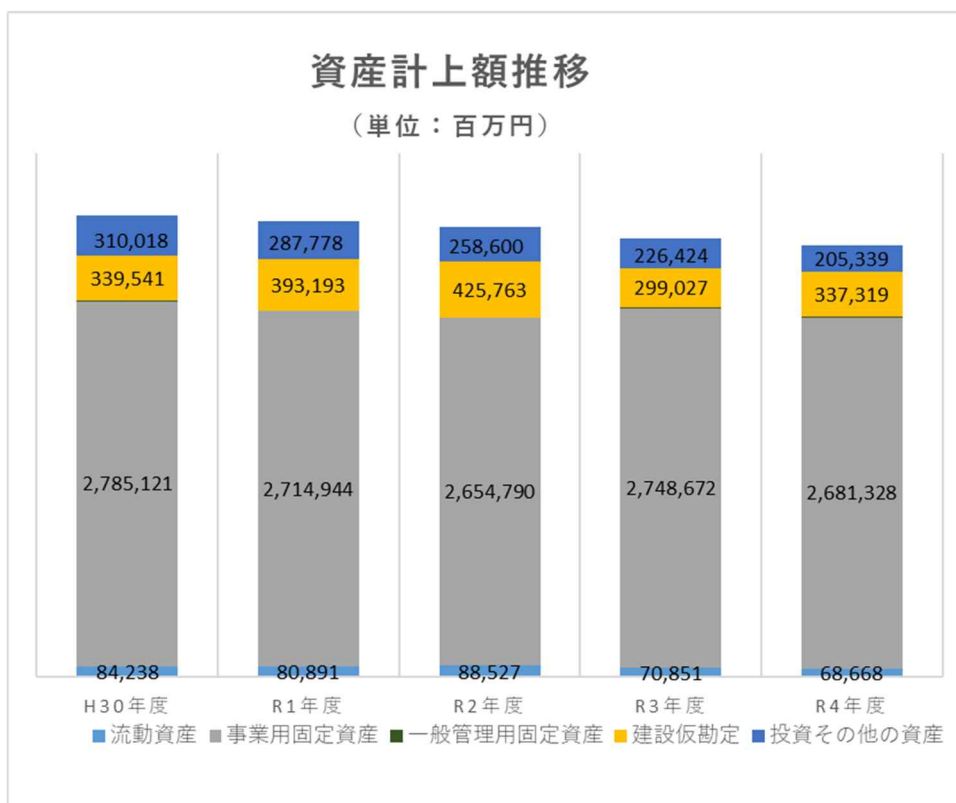
(負債の部)

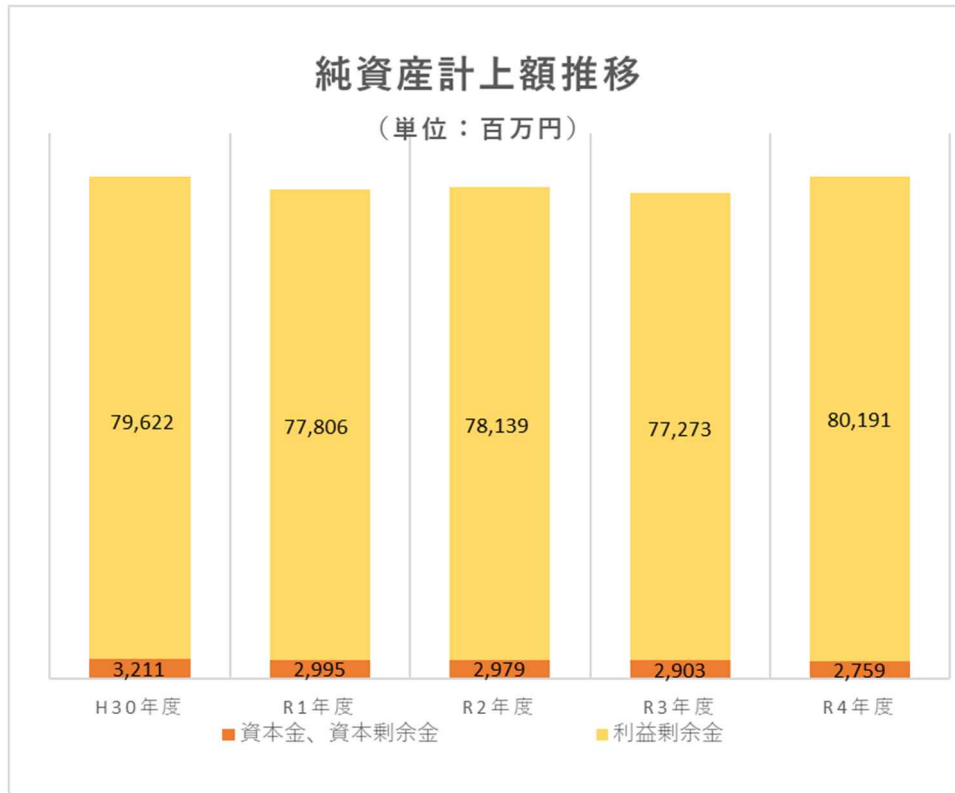
- ★資産見返負債は、事業用固定資産及び建設仮勘定に連動し、対前年比約250億円の減額となった。
- ★水資源債券及び長期借入金は、流動負債・固定負債の計上額が合計で約2,032億円となった。償還・返済の合計額が発行・調達合計額を上回り、対前年比約261億円の減額となった。

(純資産の部)

- ★利益剰余金は、積立金取崩しが約9億円あったものの、当期未処分利益が約39億円計上されたため、対前年比約29億円の増額となった。

(参考)貸借対照表データの経年推移





(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

区分	R3	R4	増減
損益計算書上の費用合計	127,004	117,512	△9,492
経常費用	126,927	117,469	△9,458
臨時損失	78	43	△35
その他行政コスト	246	168	△78
減価償却相当額	189	195	7
除売却差額相当額	58	△27	△85
行政コスト	127,251	117,680	△9,570

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★行政コスト計算書について

- ★行政コスト計算書は、損益計算書上の費用合計に、資本剰余金のその他の行政コスト累計額の当期変動額を加えた行政コストを算定するもので、行政コストは、独立行政法人のフルコストである。
- ★経常費用の額が対前年比約95億円の減額となったことが影響し、行政コストは、対前年比約96億円減額の約1,177億円となった。

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

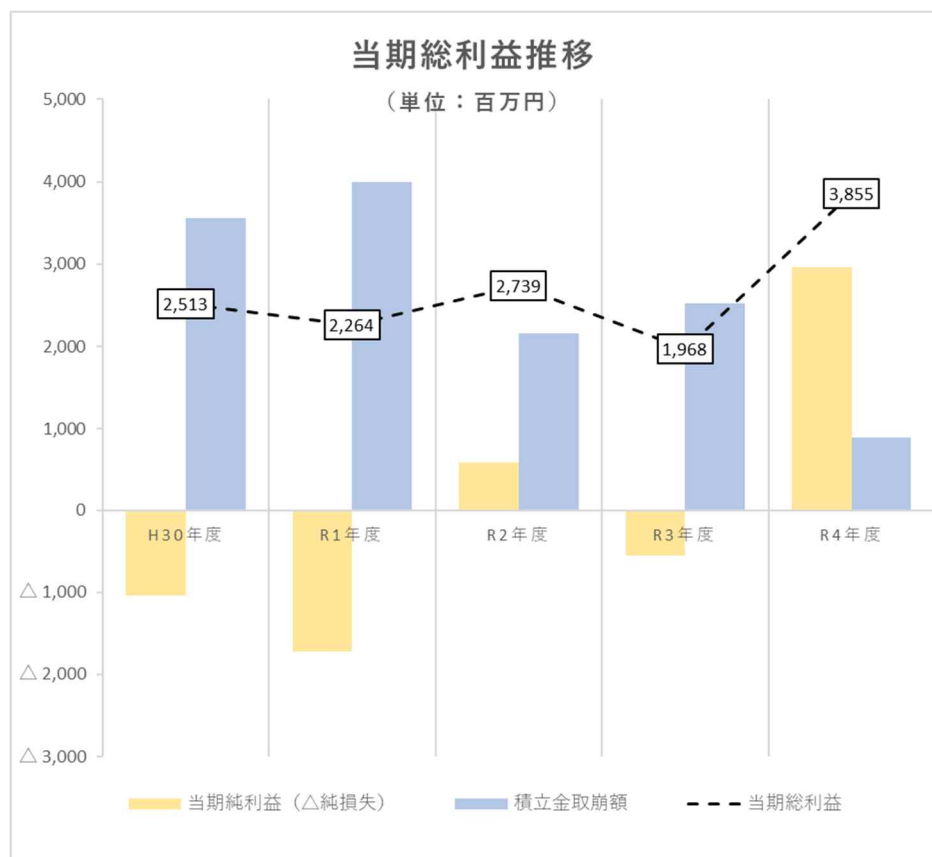
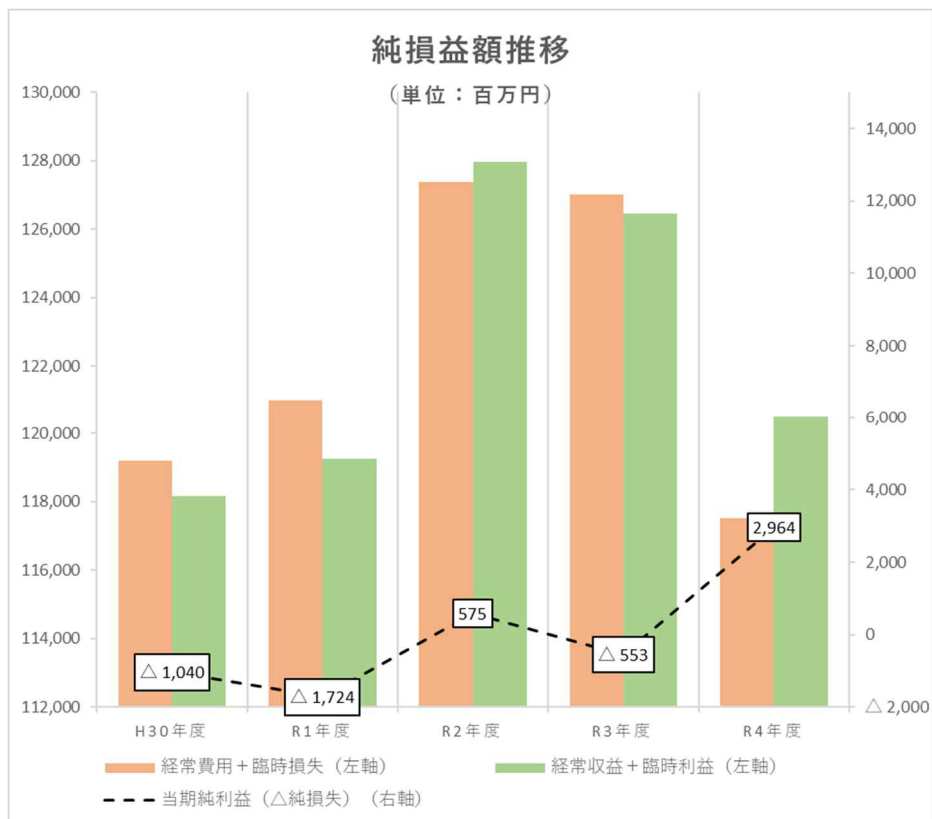
区分	R3	R4	増減
経常費用(A)	126,927	117,469	△9,458
管理業務費	35,991	37,137	1,147
受託業務費	2,257	2,199	△58
災害復旧事業費	842	384	△457
海外調査等業務費	115	136	22
建設事業費	7,890	1,043	△6,846
一般管理費	1,585	△1,684	△3,268
事業用固定資産減価償却費	74,581	75,104	523
事業用固定資産除却費	425	429	4
財務費用	3,243	2,719	△523
経常収益(B)	126,374	120,433	△5,941
受託収入	2,380	2,320	△59
補助金等収益	33,905	35,768	1,862
災害復旧事業収入	842	384	△457
海外調査等業務収入	36	63	27
管理雑収入	957	917	△39
資産見返補助金等戻入	74,972	75,499	527
建設仮勘定見返補助金等戻入	7,608	609	△6,999
賞与引当金見返に係る収益	515	518	3
財務収益	5,046	4,328	△719
雑益	114	27	△87
臨時損益(C)	-	-	-
臨時損失	78	43	△35
臨時利益	78	43	△35
当期純利益(D)=(B)-(A)+(C)	△553	2,964	3,517
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	2,521	891	△1,631
当期総利益(D+E)	1,968	3,855	1,886

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★損益計算書について

- ★建設事業費は、事業完了に伴う控除対象外消費税の一括費用処理の影響などにより、対前年比約 68 億円の減額となった。
- ★一般管理費は、定年延長制度導入に伴う過去勤務費用の発生による退職給付費用のマイナス計上の影響などにより、対前年比約 33 億円の減額となった。(退職給付費用 R4: 約△22 億、R3: 約 1 億)
- ★損益計算の結果、R4 年度においては、当期純利益が約 30 億円となり、これに前中期目標期間繰越積立金取崩額約 9 億円を加えて、当期総利益は約 39 億円となった。

(参考)損益計算書データの経年推移



(4)純資産変動計算書

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	4,838	△ 1,934	77,273	80,176
当期変動額	-	△ 145	2,918	2,773
その他行政コスト		△ 168		△ 168
当期総利益			3,855	3,855
前中期目標期間繰越積立金取崩額		24	△ 937	△ 913
当期末残高	4,838	△ 2,079	80,191	82,949

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★純資産変動計算書について

- ★資本剰余金は、独立行政法人会計基準第 87 の特定の資産の取得があったものの、これを上回る特定の資産の減価償却・除却があったため、約 1 億円の減額となった。
- ★利益剰余金は、積立金の取崩しが約 9 億円あったものの、当期総利益が約 39 億円計上されたため、約 29 億円の増額となった。
- ★これらの結果、純資産は、対前年比約 28 億円増額の約 829 億円となった。

(5)キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

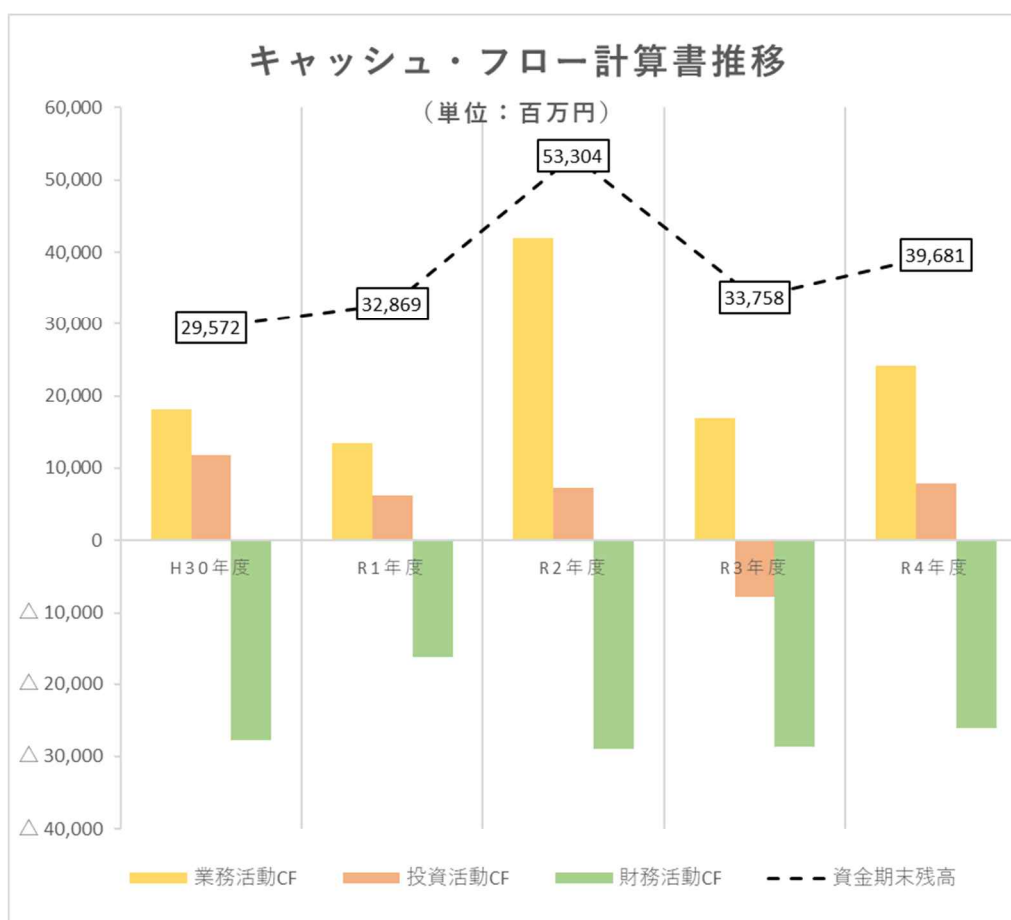
区分	R3	R4	増減
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	16,940	24,101	7,161
事業用固定資産の取得による支出	△ 49,476	△ 46,972	2,504
管理業務支出	△ 28,490	△ 28,749	△ 259
人件費支出	△ 14,094	△ 13,791	303
補助金等収入	81,200	88,693	7,494
割賦負担金収入	33,425	27,182	△ 6,242
その他の支出	△ 14,249	△ 11,442	2,807
その他の収入	8,625	9,180	555
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 7,848	7,915	15,763
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 28,639	△ 26,093	2,546
IV 資金に係る換算差額 (D)	-	-	-
V 資金増加額 (E = A + B + C + D)	△ 19,546	5,924	25,470
VI 資金期首残高 (F)	53,304	33,758	△ 19,546
VII 資金期末残高 (G = E + F)	33,758	39,681	5,924

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

★キャッシュ・フロー計算書について

- ★業務活動によるキャッシュ・フローは、対前年比約 72 億円のプラスとなった。これは、補助金等収入が事業進捗に応じ約 75 億円のプラスとなったことなどが影響している。
- ★投資活動によるキャッシュ・フローは、対前年比約 158 億円のプラスとなった。これは、譲渡性預金の預入による支出や払戻による収入が 160 億円のプラスとなったことが影響している。
- ★財務活動によるキャッシュ・フローは、対前年比約 25 億円のプラスとなった。これは、債券の発行による収入が約 20 億円のプラスとなったことなどが影響している。

(参考)キャッシュ・フロー計算書データの経年推移



[詳細については、財務諸表をご覧ください。](#)

要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
有価証券	満期保有目的で保有する有価証券(地方債等)であって、一年以内に満期の到来するもの
割賦元金(流動資産)	施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を機構が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ納付する負担金で、一年以内に回収されるもの
その他(未収金等)	受託業務支出金、未収収益、未収金、賞与引当金見返等
事業用固定資産	固定資産のうち独立行政法人水資源機構法第2条第2項に規定する水資源開発施設及び同条第3項に規定する愛知豊川用水施設(これらに附帯する施設を含む。)に係るもの
一般管理用固定資産	固定資産のうち本社支社局等で保有する有形固定資産及び無形固定資産
建設仮勘定	施設の新築・改築に要した額(未完成のもの)等
投資有価証券	満期保有目的で保有する有価証券(地方債等)(流動資産に計上されるものを除く。)
割賦元金(固定資産)	施設の新築・改築に要する経費のうち利水者負担分を機構が立て替えて事業を実施して、事業完了後に割賦で利水者が負担金を機構へ納付する負担金(流動資産に計上されるものを除く。)
長期前払消費税等	建設事業に係る控除対象外消費税
その他(敷金・保証金等)	敷金・保証金等
一年内償還予定水資源債券	水資源債券のうち一年以内に償還されるもの
一年内返済予定長期借入金	長期借入金のうち一年以内に返済されるもの
その他(未払金等)	預り補助金等、未払金、未払費用、賞与引当金等
資産見返補助金等	補助金等を財源として事業用固定資産を取得した場合に計上される負債
建設仮勘定見返補助金等	建設期間中に受け入れた補助金等
資産見返仮勘定	建設期間中において、利水者の負担に帰すべきものとして負担者及び金額が確定したときの割賦元金相当額(建設利息を除く)
水資源債券・長期借入金	建設事業の資金調達等のため機構が発行する債券及び借り入れた長期借入金(流動負債に計上されるものを除く。)
退職給付引当金	将来、支出される退職手当や年金給付のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上
その他(受託事業前受金等)	長期預り補助金等、受託事業前受金等
資本金(政府出資金)	政府からの出資金
資本剰余金	独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの(資本金除く。)
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用合計	損益計算書における経常費用と臨時損失の合計額
その他行政コスト	政府出資金や積立金を財源として取得した資産(財産的基礎を構成するもの)の減少に対応する、独立行政法人の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

管理業務費	管理業務に要した費用
受託業務費	受託業務に要した費用
災害復旧事業費	災害復旧事業に要した費用
海外調査等業務費	独立行政法人水資源機構法第12条第2項に規定する海外調査等業務に要した費用
建設事業費	建設事業の完了に伴い計上される費用等
一般管理費	本社支社局等の費用(建設・管理等へ配賦されたものは含まない。)
事業用固定資産減価償却費	事業用固定資産の減価償却費
事業用固定資産除却費	事業用固定資産の除却費
財務費用	借入金、債券の支払利息、債券の発行に要する費用
受託収入	受託業務に係る収益
補助金等収益	管理業務等に係る収益
災害復旧事業収入	災害復旧事業に係る収益
海外調査等業務収入	海外調査等業務に係る収益
管理雑収入	管理業務に係る雑収入
資産見返補助金等戻入	事業用固定資産減価償却費等に対応して資産見返補助金等を取り崩して収益化するもの
建設仮勘定見返補助金等戻入	建設事業完了等に伴う建設事業費に対応して建設仮勘定見返補助金等を取り崩して収益化するもの
賞与引当金見返に係る収益	賞与引当金繰入に係る収益
財務収益	受取利息
雑益	雑益
臨時損失	固定資産売却損、減損損失、国庫納付金
臨時利益	資産見返補助金等戻入

④ 純資産変動計算書

前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金を取り崩した額
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの提供等のための支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、一般管理用固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	債券の発行・償還及び借入金の借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 水資源機構の財務諸表の特徴

① 貸借対照表

当法人の R4 年度末の貸借対照表等式は、下記のとおりとなっています。

資産 3 兆 2,990 億円＝負債 3 兆 2,160 億円＋純資産 829 億円

これにより、企業会計における自己資本比率(自己資本／総資本)を算出すると、僅か 2.5%となります。一般的に、30%程度必要と言われている自己資本比率がこのような水準であると、一見すると、当法人の財政状態は危険であると思われるかもしれません。

当法人では、ダム、用水路等の施設の新築・改築、完成後の施設の管理を行っており、当該施設は、資産計上(事業用固定資産、建設仮勘定)されています。これらの新築・改築に要する費用は、国からの交付金・補助金、利水者等からの負担金(以下「補助金等」という。)で賄われています。独立行政法人会計では、補助金等を財源として資産取得する場合には、資産と同額の資産見返負債という負債科目を計上することになります。この資産見返負債の計上額が、2 兆 9,643 億円となっていて、これが負債全体の約 92%を占めています。

国等から財源措置され資産取得したケースと同額の負債を計上するという独立行政法人特有のルールで、これを一般的な負債として捉えることは適当ではないと考えられます。

一方で、いわゆる負債である債券、借入金については、約 2,032 億円の計上となっています。債券、借入金は、新築・改築事業において、利水者に代わり、当法人が立て替えて事業を実施し、事業完了後に、主に割賦で回収する仕組みとなっていて、資産として割賦元金を計上します。R4 末で割賦元金は、約 2,086 億円の計上となっていて、金融債権が金融債務を上回っている状況であることから、当法人の財政状態は安定していると言えます。

② 損益計算書

純損益計算においては、割賦負担金の受取利息である財務収益と、債券、借入金の支払利息である財務費用の差額(財務収支差)がプラスとなり、他の費用では、独立行政法人水資源機構法第 31 条第 1 項の承認を受けている積立金を財源とした費用が含まれていることから、見合いの収益を上回り、当期純利益を減らす(年度によっては当期純損失計上)傾向があります。

積立金を財源とした費用については、純損益計算では、マイナスに働きますが、当該費用と同額の前中期目標期間繰越積立金取崩額を計上することになるため、総損益には影響を与えないので、結果として、財務収支差により、当期総利益計上となります。

なお、積立金の活用は、中期計画にて定める「積立金の使途」に沿った経費に充当することとしています。

(参考)第 5 期中期計画

8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(4) 積立金の使途

国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。

(2) 当法人の利益剰余金について

当法人の建設業務では、治水事業に必要な資金は、国から交付金が交付されており、また、水道・工業・農業用水の利水事業に必要な資金は、その一部は国から補助金が交付されるとともに、残余の利水者負担部分については、当法人が利水者に代わり財政融資資金などからの借入金及び水資源債券の発行によって調達する資金又は建設中に毎年度利水者が支払う建設負担金により賄われています。

利水者に代わり当法人が調達した資金は、最終的に建設業務完了後に利水者から割賦負担金として回収されますが、当法人の借入金又は水資源債券の返済条件と割賦負担金の回収条件には、以下のような相違があります。

財政融資資金からの借入金は、25年元金均等払い(借入後5年据置き)、水資源債券は、3年満期一括償還であるのに対して、割賦負担金の回収条件の大半は基本的に23年元利均等払いとなっています(なお、当法人移行後の割賦負担金の回収条件は、当法人と利水者で協議することとなっています)。

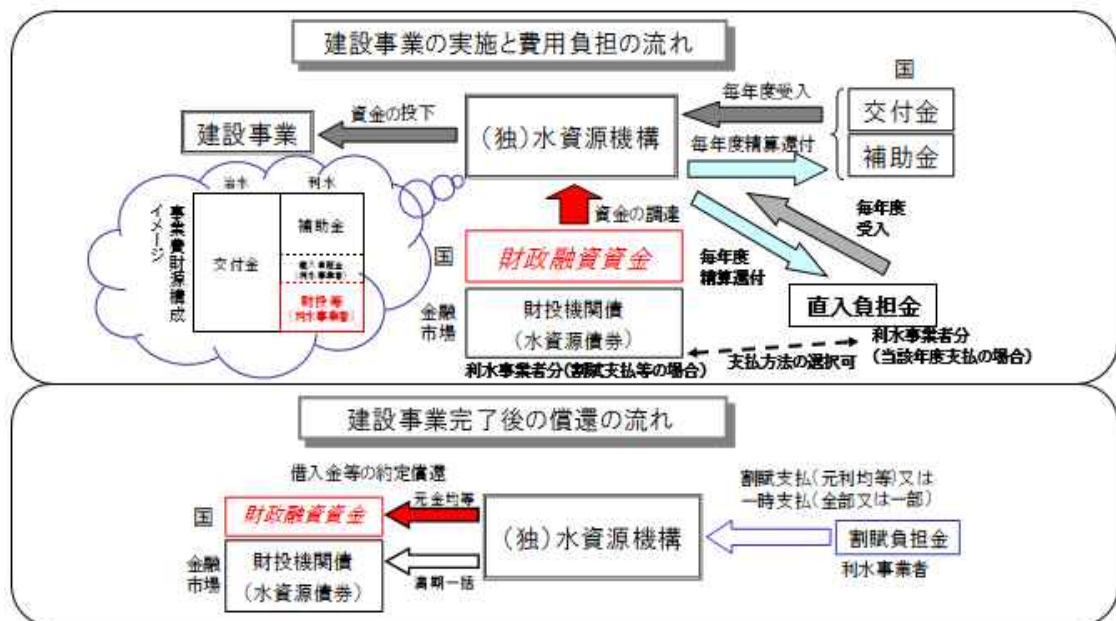
これらの要因により、当法人の債務返済期間の前半は借換えが必要となります。この債務返済期間の前半の借換えが当法人の割賦負担金制度における金利変動リスクとなります。

しかし、長期にわたる低金利の影響もあり、受取利息が支払利息を上回っているため利益が生じ、この結果利益剰余金が積み上がっており、これに由来する現預金を借換えに充当することで、現状では借換えを行っていません。

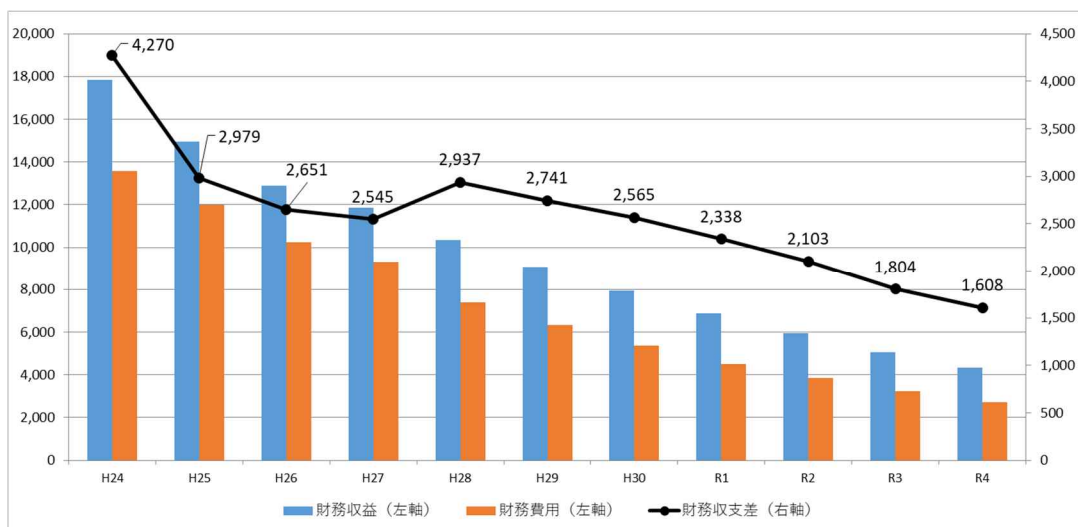
当法人は独立行政法人通則法第44条に基づき、毎事業年度に生じた利益を積立金として整理し、引き続きこれに由来する現預金を借換えに充当していくことで、経営成績に大きな影響を及ぼす可能性のある将来の金利変動等に備えていきます。

なお、積立金については、独立行政法人水資源機構法第31条に基づき主務大臣による承認を受けた上で、同法第12条に規定する業務の財源として活用することにより減少することになります。

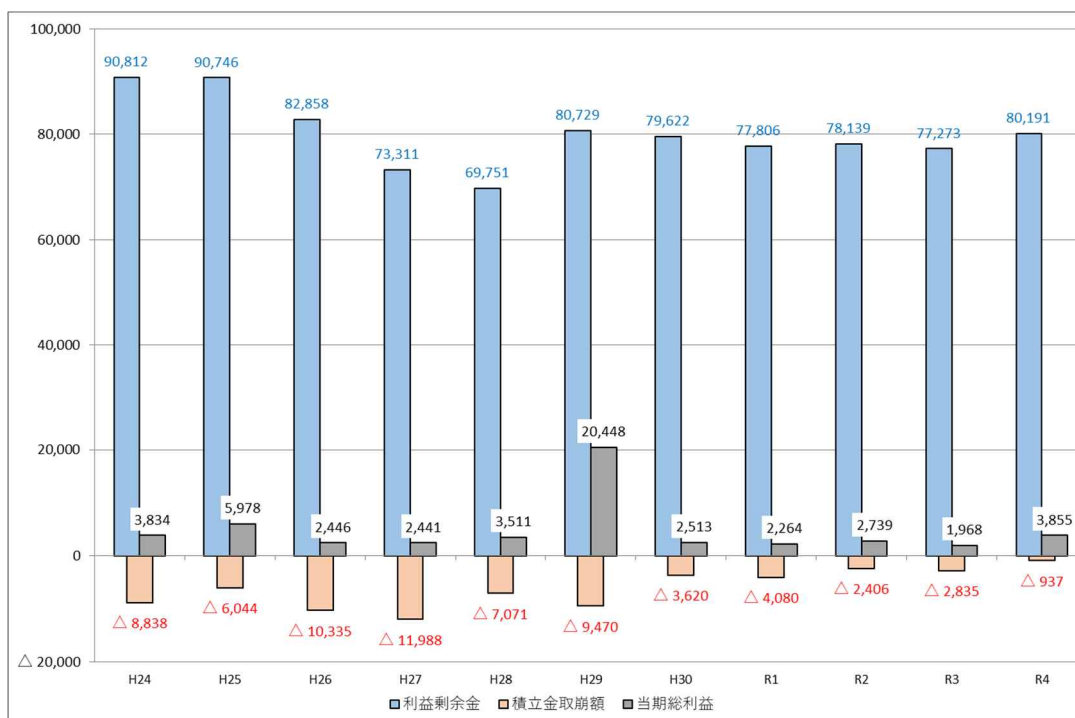
(参考) 割賦負担金と借入金 イメージ図



(参考) 財務収支差の推移(単位: 百万円)



(参考) 利益剰余金の推移(単位: 百万円)



(注)H29 は厚生年金基金代行返上益(17,881 百万円)の計上により、当期総利益が大きくなっています。

14 内部統制の運用に関する事項(内部統制システムの運用状況など)

当法人では、内部統制の充実・強化を図るため、中期計画において、13 項目の取組を設定し、以下の取組を行っています。

[詳細については、業務実績報告書をご覧ください。](#)

(1) 適切なリスク管理

前述の「8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」をご覧ください。

(2) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進月間を中心に、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を延べ 454 回開催するとともに、顧問弁護士による法令遵守研修を実施しました。

また、コンプライアンスアンケートを実施し、アンケート結果を解説付きで周知することにより、内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図りました。さらに、新規採用職員や新任管理職を対象とした階層別の内部研修においてもコンプライアンスの推進に関するプログラムを実施しました。なお、ハラスメント防止関係については、特に重点的に取り組みました。

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、倫理委員会を 2 回開催しました。

コンプライアンス事例集の充実を図り、役職員へ周知するとともに、支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のWEB会議システムを活用した配信及び録画データの共有等を本社、支社局及び事務所における職員研修に活用するなど、コンプライアンス推進責任者の活動を支援しました。

(3) 業務執行及び組織管理・運営

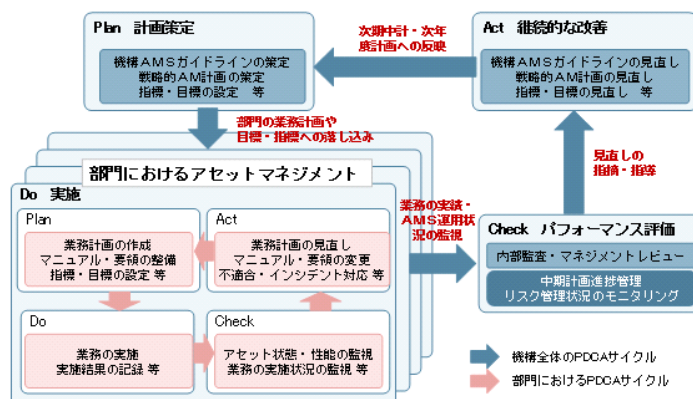
原則として毎週役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行いました。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部長等に伝達し、機構内の情報共有を図りました。

(4) 業務成果の向上

中期計画等の進捗状況を年度当たり 2 回確認し、その結果を役員会にて報告しました。

水資源機構アセットマネジメントシステム(AMS)の効率的な運用を図るため、第三者認証機関による審査を受け、再認証の取得を行うとともに、ISO55001に沿った業務運営を行うことでPDCAサイクルの適切な運用を行い、継続的な業務改善を図りました。

(参考) 水資源機構のアセットマネジメントシステム(イメージ)



(5) 監事監査の実施

監事監査計画に基づき、本社、中部支社・吉野川本部、総合技術センター及び 22 事務所において監事監査を受けました。なお、今年度は、臨時監査の実施、弁護士や公認会計士等との連携が必要となる事象は生じませんでした。

事業報告書(会計に関する部分に限る。)、決算報告書及び令和 4 年度財務諸表について会計監査人による監査を受けました。

(6) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

入札契約制度の競争性・透明性を確保するため、一般競争入札方式を基本とした発注を推進した結果、令和 4 年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで 68.1%となりました。

契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札案件について年 2 回報告し点検を受けたほか、事前了承が必要な新規随意契約案件について、本社所管部室により審査を行った上、契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ契約手続を実施するなど、随意契約の厳格な適用を図りました。

一者応札・一者応募となっている案件については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域案件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行うなど、一層の競争性の確保を図った結果、令和 4 年度の一般競争入札における一者応札の割合は、46.8%となりました。

入札・契約手続の一層の適正化を図るため、25 事務所において入札・契約手続の監査を受けるとともに、外部有識者で構成する入札等監視委員会を 2 回開催し、機構が発注する工事等に係る入札・契約手続及び補償契約に係る契約手続について監視・審査を受けました。

「公共調達 of 適正化について」に基づき、毎月入札結果等をウェブサイトにより公表しました。

(7) 談合防止対策の徹底

新任管理職研修等の内部研修において、入札談合等の防止に係る講義を実施するとともに、全国経理事務担当者会議等において、入札契約情報の厳格な管理の徹底や入札談合防止対策等についての説明を行い、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等による入札談合等に関与する行為の防止対策の徹底を図りました。

(8) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策を推進するため、ログ監視システムによる情報ネットワークの一括監視等を行うとともに、事務従事者を対象に情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査等を行うことで情報セキュリティ対策を推進しました。

(9) 法人文書管理の徹底・強化

文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施されていることを確認しました。

また、電子決裁の運用により、法人文書の紛失防止対策とともに業務の効率化を図りました。

全職員を対象に内閣府作成の公文書管理eラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図りました。

(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めました。

なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については該当がありませんでした。

(11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の実施

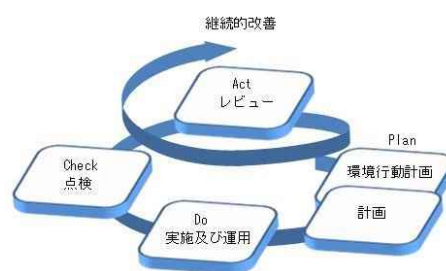
本社・支社局及び全事務所において、機能の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)に基づき、環境管理マニュアルに沿って、定期的な進捗確認、環境管理責任者による点検や環境監査等を行うことで、環境保全の取組を着実に実施しました。

機構独自の環境マネジメントシステム

W-EMSは、以前に認証取得していた国際規格ISO14001の環境マネジメントシステム(EMS=Environmental Management System)の運用で得られたノウハウ等を踏まえ、機構の業務運営に即して再構築した独自の環境マネジメントシステムである。

W-EMSでは、「水資源機構環境行動計画」の取組事項の中から、本社・支社局及び全事務所が各々実施すべき環境保全の取組を選択し、その取組を目的目標・実施計画シートにより管理している。

現在、全社でW-EMSを運用しており、PDCAサイクルによる確実な目標管理と継続的改善を図ることにより、環境保全の取組を着実に推進している。



PDCAの概念

(12) 温室効果ガスの排出削減

地球温暖化対策実行計画を改定し、「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を定め、機構のウェブサイトにて公表しました。

温室効果ガスの排出抑制等の計画に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進しました。

設備更新に際し、省エネ設備・機器の導入を1設備で実施しました。この設備更新により、温室効果ガスの排出量を約1t-CO₂/年削減しました。

管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備を有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進しました。さらに余剰となる電力を売電することで、電力会社が排出する温室効果ガスを17,750t-CO₂/年抑制し、温室効果ガスの排出抑制に寄与しました。

(13)環境物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和4年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達しました。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達しました。

公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達しました。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和36年11月	水資源開発促進法 公布施行
	水資源開発公団法 公布（昭和37年2月施行）
昭和37年4月	利根川水系及び淀川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和37年5月	水資源開発公団 設立
昭和37年8月	「利根川水系水資源開発基本計画」決定
	「淀川水系水資源開発基本計画」決定
昭和37年10月	「全国総合開発計画」閣議決定
昭和39年10月	筑後川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和40年6月	木曾川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和41年2月	「筑後川水系水資源開発基本計画」決定
昭和41年11月	吉野川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和42年3月	「吉野川水系水資源開発基本計画」決定
昭和43年10月	愛知用水公団を統合
	「木曾川水系水資源開発基本計画」決定
昭和44年5月	「新全国総合開発計画」閣議決定
昭和49年12月	荒川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
昭和51年4月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」決定
昭和52年11月	「第三次全国総合開発計画」閣議決定
昭和62年6月	「第四次全国総合開発計画」閣議決定
昭和62年10月	国土庁「全国総合水資源計画」（ウォータープラン2000）策定
平成2年2月	豊川水系が水資源開発促進法に基づく水資源開発水系に指定
平成2年5月	「豊川水系水資源開発基本計画」決定
平成10年3月	「21世紀の国土のランドデザイン（第五次全国総合開発計画）」閣議決定
平成11年6月	国土庁「全国総合水資源計画」（ウォータープラン21）策定
平成13年12月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成14年12月	独立行政法人水資源機構法 公布施行
平成15年10月	独立行政法人水資源機構 設立
	独立行政法人水資源機構法施行令 公布施行
	国土交通省より第1期中期目標の指示
	第1期中期計画策定
	独立行政法人水資源機構業務方法書の制定
平成16年6月	「木曾川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成17年4月	「筑後川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成18年2月	「豊川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成20年2月	国土交通省より第2期中期目標の指示
平成20年3月	第2期中期計画策定
平成20年7月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成21年4月	「淀川水系水資源開発基本計画」全部変更
平成25年3月	国土交通省より第3期中期目標の指示
	第3期中期計画策定
平成30年2月	国土交通省より第4期中期目標の指示
平成30年3月	第4期中期計画策定
平成31年4月	「吉野川水系水資源開発基本計画」全部変更
令和3年5月	「利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計画」全部変更
令和4年2月	国土交通省より第5期中期目標の指示
令和4年3月	第5期中期計画策定
令和4年5月	「淀川水系水資源開発基本計画」全部変更
令和5年1月	「筑後川水系水資源開発基本計画」全部変更

(2)設立に関する根拠法 独立行政法人水資源機構法(平成 14 年法律第 182 号)

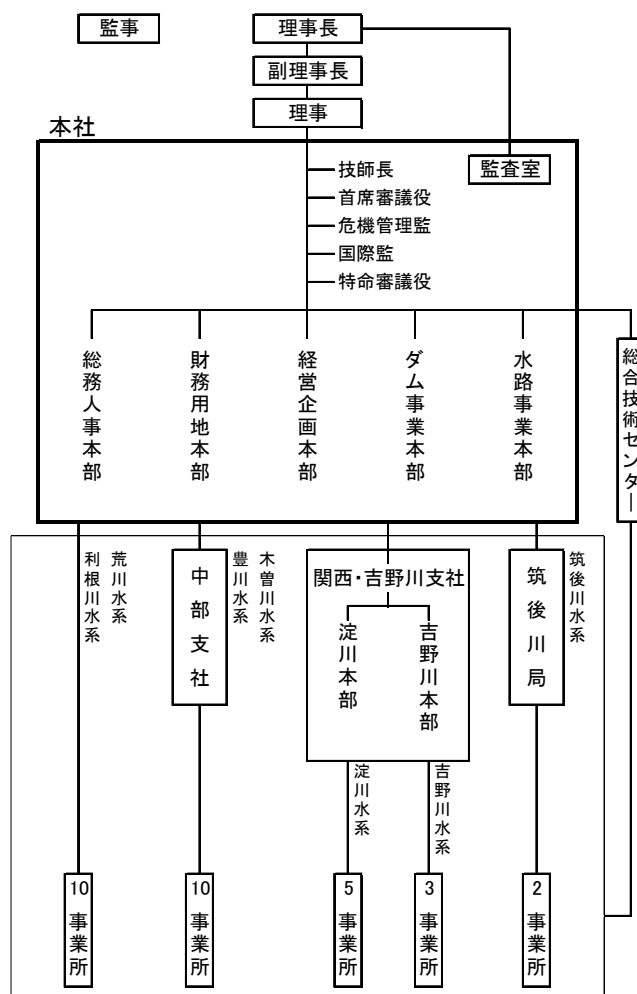
(3)主務大臣

「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1)ガバナンスの状況①主務大臣
をご覧ください。

(4)組織図

令和4年度 独立行政法人水資源機構 組織図

(令和5年3月31日現在)



※事業所とは、総合事業部、総合事業所、建設所、総合管理所、管理所の総称

(5)事務所の所在地

主たる事務所

埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2 ランド・アクシス・タワー内

従たる事務所

愛知県名古屋市中区丸の内 2 番 1 号 (中部支社)

大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 (関西・吉野川支社)

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 (総合技術センター)

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

「公益財団法人愛知・豊川用水振興協会」が関連公益法人等に該当しており、所要の情報を財務諸表の附属明細書にて開示しております。(財務諸表 31 ページ)

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
資産	3,525,748	3,483,486	3,434,269	3,351,475	3,298,973
負債	3,442,915	3,402,686	3,353,151	3,271,299	3,216,024
純資産	82,833	80,800	81,118	80,176	82,949
行政コスト	-	121,269	127,521	127,251	117,680
経常費用	118,860	119,734	127,296	126,927	117,469
経常収益	117,820	118,011	127,871	126,374	120,433
当期総利益	2,513	2,264	2,739	1,968	3,855
業務活動によるキャッシュ・フロー	18,206	13,454	42,029	16,940	24,101
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,794	6,152	7,259	△ 7,848	7,915
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,686	△ 16,310	△ 28,852	△ 28,639	△ 26,093
資金期末残高	29,572	32,869	53,304	33,758	39,681

(注) 単位未満は全て四捨五入しております。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

令和5事業年度予算

(単位:百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
収入					
政府交付金	10,265	27,804	-	-	38,069
その他の国庫補助金	3,735	3,344	7,228	-	14,307
財政融資資金借入金	-	119	84	197	400
水資源債券	-	2,977	2,103	4,920	10,000
業務収入	29,942	254	4,895	36,368	71,460
受託収入	3,145	163	61	418	3,788
業務外収入	653	11	3	940	1,607
計	47,740	34,673	14,374	42,843	139,631
支出					
業務経費	34,472	29,386	12,101	873	76,833
管理業務関係経費	34,123	-	-	-	34,123
建設業務関係経費	-	29,386	12,101	-	41,488
その他業務経費	350	-	-	873	1,222
施設整備費	-	-	-	631	631
受託経費	2,856	162	50	45	3,113
借入金等償還	-	-	-	30,774	30,774
支払利息	-	123	71	2,239	2,433
一般管理費	898	487	271	48	1,705
人件費	9,839	2,026	1,882	2,604	16,350
業務外経費	127	-	-	1,666	1,793
計	48,193	32,185	14,375	38,880	133,633

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(人件費の見積り)

令和5年度においては総額11,538百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

令和5事業年度収支計画

(単位:百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
費用の部					
経常費用	120,099	640	996	4,313	126,047
管理業務費	40,528	-	-	-	40,528
受託業務費	2,742	149	139	397	3,427
海外調査等業務費	192	-	-	-	192
建設事業費	-	491	857	-	1,348
一般管理費	-	-	-	1,645	1,645
減価償却費	76,636	-	-	-	76,636
財務費用	-	-	-	2,271	2,271
収益の部					
経常収益	119,101	640	996	4,191	124,928
受託収入	2,742	149	139	397	3,427
補助金等収益	39,146	487	-	-	39,633
海外調査等業務収入	100	-	-	-	100
資産見返補助金等戻入	76,602	-	-	-	76,602
建設仮勘定見返補助金等戻入	-	-	857	-	857
賞与引当金見返に係る収益	511	4	-	-	515
財務収益	-	-	-	3,794	3,794
純利益(△純損失)	△ 997	-	-	△ 122	△ 1,120
前中期目標期間繰越積立金取崩額	963	-	-	1,573	2,536
総利益	△ 34	-	-	1,451	1,416

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和5事業年度資金計画

(単位:百万円)

区分	水資源開発施設等の管理業務	ダム等建設業務	用水路等建設業務	法人共通	合計
資金支出					
業務活動による支出	48,193	32,185	14,375	7,475	102,228
建設業務支出	-	29,386	12,101	-	41,488
管理業務支出	34,123	-	-	-	34,123
受託業務支出	2,856	162	50	45	3,113
人件費支出	9,839	2,026	1,882	2,604	16,350
その他の業務支出	1,375	610	342	4,826	7,153
投資活動による支出	-	-	-	631	631
施設整備費支出	-	-	-	631	631
財務活動による支出	-	-	-	30,774	30,774
借入金の返済による支出	-	-	-	25,774	25,774
債券の償還による支出	-	-	-	5,000	5,000
翌年度への繰越金	449	-	-	21,997	22,446
資金収入					
業務活動による収入	47,740	31,577	12,187	37,726	129,231
政府交付金収入	10,265	27,804	-	-	38,069
国庫補助金収入	3,735	3,344	7,228	-	14,307
負担金収入	29,942	254	4,895	32,392	67,484
受託業務収入	3,145	163	61	418	3,788
その他の収入	653	11	3	4,916	5,583
財務活動による収入	-	3,096	2,187	5,117	10,400
借入れによる収入	-	119	84	197	400
債券の発行による収入	-	2,977	2,103	4,920	10,000
前期よりの繰越金	666	-	-	15,783	16,449

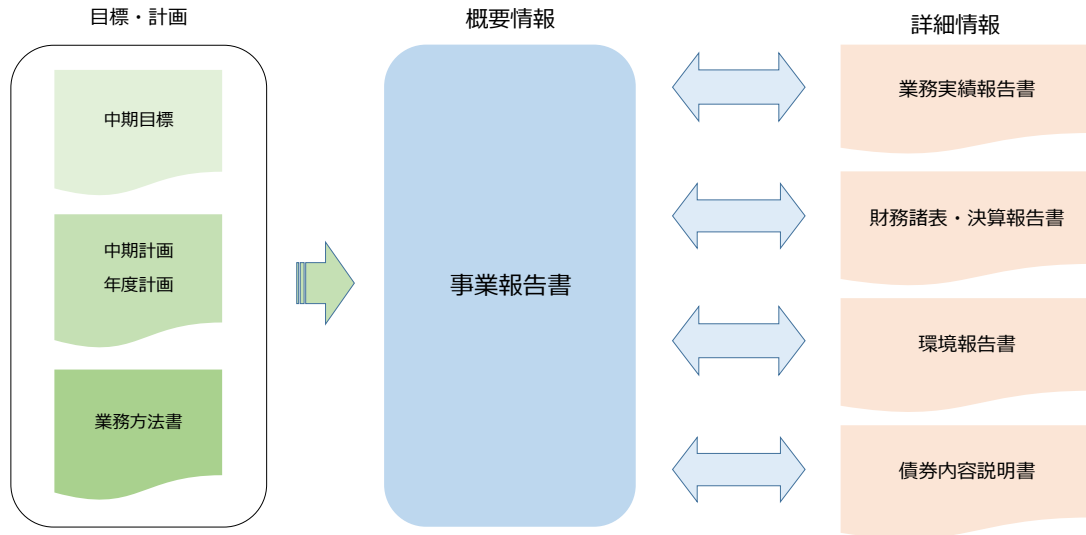
(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

予算、収支計画及び資金計画は令和5年3月28日に届け出したものです。

[詳細については、年度計画をご覧ください。](#)

16 参考情報

その他公表資料等との関係の説明



<中期目標>

3年以上5年以下の期間において法人が達成すべき業務運営に関する目標のことで、主務大臣が法人に指示する。(独立行政法人通則法第29条)

<中期計画>

中期目標を達成するための計画のことで、法人が作成、主務大臣の認可が必要。(独立行政法人通則法第30条)

<年度計画>

中期計画に基づき、毎事業年度の開始前に作成し、主務大臣へ届け出を行う、その事業年度の業務運営に関する計画のこと。(独立行政法人通則法第31条)

<業務方法書>

業務開始の際、法人が作成し、主務大臣の認可を受けるもの。内部統制に関する事項などを規定。(独立行政法人通則法第28条)

<業務実績報告書>

法人は毎事業年度、主務大臣の評価を受けるが、評価を受けようとするときに提出する報告書。(独立行政法人通則法第32条)

<財務諸表、決算報告書>

毎事業年度の財政状態、運営状況等を明らかにするために作成するのが、財務諸表。決算報告書は、事業報告書とともに、財務諸表の主務大臣への提出時に併せて提出する書類。

<環境報告書>

環境配慮促進法における特定事業者が、各事業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。(環境配慮促進法第9条)

<債券内容説明書>

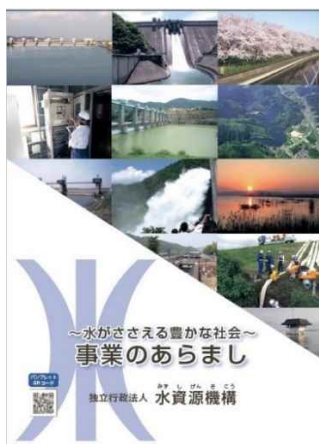
債券(財投機関債)の発行時に、投資家の判断に資するため、発行者が作成する説明書。(任意作成)

なお、ホームページでは、水資源機構の業務内容の紹介、各種イベント等の募集のほか、業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

[水資源機構のホームページについては、こちらをご覧ください。](https://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html)

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html>

▶業務概要本編(事業のあらまし)



▶業務概要資料編



▶環境報告書



▶広報誌「水とともに」



▶SNSのご案内

